

Offprint from:

『創価大学・国際仏教学高等研究所・年報』
平成19年度（第11号）2008年3月発行

*Annual Report of
The International Research Institute
for Advanced Buddhology
at Soka University
for the Academic Year 2007
[= ARIB], vol. XI, March 2008*

Noriyuki KUDO

『カルマ・ヴィバング』における節付加の問題

An Enlargement of the Number of Sections in the *Karmavibhaṅga*

The International Research Institute for Advanced Buddhology
Soka University
Tokyo · 2008 · Hachioji
JAPAN

創価大学・国際仏教学高等研究所
東京・2008・八王子

『カルマ・ヴィバング』における節付加の問題

工藤 順之

0. はじめに

サンスクリット本『カルマ・ヴィバング』(*Karmavibhaṅga*, abbr. KV) は所謂「鸚鵡経類」に分類される諸テキストのうち増広された第二類に属するが、それが第一類と明白に区別される特徴の一つはそこに説かれている業報の数である¹。第一類は共通して十四項目（七つの事柄について優劣一対の業報）を説くが、第二類ではそれらに加えて数倍の数にのぼる業報が説かれる。即ち、KV = 80, Ch-5 = 75, Ch-6 = 98², Tib1 = 101, Tib2 = 84, Tib3 = 80 項目である。付け加えられた業報項目が現存する、あるいはかつて存在したであろう文献に基づいてテキスト内に持ち込まれたのかどうかを正確に跡づけるのは容易ではないが、中には一つのグループとしてまとまった業報を説いている箇所が散見される以上、それら一つ一つが単に無軌道な追加・挿入であったわけではなく、項目として説かれている何らかの典拠が他に存在したであろうことは想像しやすい。事実、一部についてはまとまった典拠を他文献にトレースすることも出来る。

本稿では、「鸚鵡経類」第二類の業報項目に関して、先ずテキスト全体の構成を

¹ 所謂「鸚鵡経類」の諸テキストの分類については工藤 2005b 参照のこと。

² Lévi は Ch-6 (= Cht.) に §§ 40-41 という二つの節があるとするが、それらに相応する部分は存在しない。即ち、KV § 38 「貧乏でありながら布施を好む業」は Ch-6. 36 「復云何業有補特伽羅。一生貧苦愛樂布施。」に対応し、KV § 38bis 「貧乏でしかも吝嗇」（実際には Skt. にはないのだが、「裕福／貧乏・布施／吝嗇」の組み合わせから考えると節としてあり得る説示内容である）は Ch-6. 37 「復云何業有補特伽羅。一生貧苦又復慳貪。不行少施。」に相当する。このあと Ch-6 は「復云何業。得身心快樂譬如輪王又樂作福。」、「復云何業有補特伽羅身心快樂。如極老人家務久棄不樂作福。」という二つの短い節を持っていて（ここで漢訳の上巻が終わる）、更に下巻は「復云何業有補特伽羅。若身及心俱不快樂又不修福。」から始まる節を持っている。Lévi が纏めている Ch-6 の分節、即ち “XXXVIII: bien fait de coeur et d'esprit, donne, XXXIX: id., ne donne pas, XL: heureux de corps et d'esprit avec des mérites (cf. XLVI Kv.), XLI: id. mais <sans mérites> (cf. XLIII Kv.), XLII: malheureux de corps et d'esprit, sans mérites” に付き合わせてみると、実際の Ch-6 には 38-41 の内、最初の二つだけしか無いのである。つまり Lévi の対照表にある Ch-6 の項目数はここで二つ減ることになり、それ以降の番号は全てマイナス 2 して数えなければならない。

更に、Cht. (= Ch-6) の節番号を見ていくと、55 の後に 56 が欠落している。つまり Cht. 57 に KV § 57 が、そして Cht. 58 に KV § 59 が対応しているとなっているが、実際は欠落した番号の 56 に KV § 57 が対応し、Cht. 57 には KV § 58 が対応しなければならない。両者で一つずつの節番号が落ちていることで後の番号はきちんと対応することになる。

ところが、Cht. では KV に対応しない十善業道による果報が挿入され (Cht. 62-71)、次いで五戒を破ることによる報いを説く段になると、再び番号がおかしくなる。Lévi による Cht. は 72-76 の 5 節となっているが、これらは Tib1 73-76 の 4 節に対応することになっている。それに続く Cht. 77 は Tib1 77 に対応しているが、これは飲酒による業報である。つまり、明らかに Cht. には 1 節多いことになる。これ以降の番号は最後まで Tib1 或いは Skt. と番号上の不一致はない。

以上のことから、Lévi による Cht. の番号付けには 3 節分の不一致があることが判明した。従って、Ch-6 (= Cht.) に新たな節番号を付せば Ch-6 には 98 節しかないことになる。

概観し、第14節以降に付加された諸節の中でもその内容が他文献にまとまって典拠を求めることができるものを扱いながら、どのようにして増広された形になっていったのかを検討する。

1. 業報項目のグループ化

1.1. 業報項目各論の記述の違い

KVにおける業報項目の内容やその列挙の仕方については、テキスト自体の形成過程と同様にこれまで特に考察されてきたとは言えないが³、次のようにまとめることが出来る。

§§ 1-14. 七種の事例についてそれぞれ優劣が区別された果報（短寿・長寿、多病・無病、端正・不端正、権勢・無権勢、有財・無財、貴族・卑俗、有智・無智）をもたらす業について説く。これらは「鸚鵡経類」に属する全てのヴァージョンに共通している⁴；

§§ 15-22. 地獄に始まる六道と欲・色・無色界の三界に生まれる業を説く。つまり現世における業が何処で異熟するのかをまとめたものである；

§§ 23-26. 為される／為されないと積集／無積集の四句分別によって業を四種に分類する；

§§ 27-29. 地獄に生まれた者が地獄での寿命を全うするか否かによって区別される業を説く；

§§ 30-31. 生まれを選べる／選べない業を述べる（その具体的な内容は全く不明である）；

§ 32. 他所で報いを受ける業についての説明部分に、このテキストでは一つの文献から引用・言及されるものとしては最も長い物語が含まれ、それ以外にも相当数の他文献の言及や引用がなされている。その結果、この節はKVでは最も大きなものになっている。内容的には、許可無く他所へ出掛けることが、両親の許可を得ない事例から和尚・阿闍梨の許可を得ないことへと展開され、最後は世尊への帰依、そして世尊亡き後では阿闍梨・和尚を尊重することについて説いて終わる；

§§ 33-36. ある業を為した者が人生の前半／後半に幸／不幸となるという四句分別によって、どのような業を為したためにそうなったのかが説かれる；

§§ 37-39. ある業を為した者が貧／富にして喜捨を好む／好まないという組み合わせによって、どのような業を為していたのかを示すが、Skt.には「貧乏・慳貪」の項目がなく、ここでは四句分別になっていない。しかし対応する二つの漢訳にはそれがある；

3. 複数のヴァージョンを用いて、それらの構成を検討し、ヴァージョン相互の関係を論じた研究は並川 1984c だけであると言ってよい。一部の資料間の問題としては、Tib3 の存在を明らかにした Simon 1970 も梵本とチベット訳との関係について、テキスト構成上の問題点を指摘している。

4. 共通しているのは七種についての優・劣、即ち十四の業報を説くという点であって、その具体的な中身は必ずしも一致しているわけではない。単純に幾つかの業を説く文献もあれば、項目を十に集約し、テキストの構成をより洗練したものもある。

また、項目対照表で示したように、KVの順序で言えばパーリの§ 9, 10 と § 11, 12 が入れ替わり、KV § {9-10-11-12} が Pali § {11-12-9-10} と対応する。更に Ch-6 も KV {7-8-9-10} に対して {9-10-7-8} が対応する。尚、コータン語テキストは KV {7-8-9-10-11-12} に対して {11-12-9-10-7-8} と全く異なった順序になる。

共通十四項目に関しての uddeśa を見ると、著しく異なるのが Ch-4 である。このテキストは後代の訳出でありながらパーリテキストに酷似し、その伝承に謎が残るものであるが、個別の業報解説部分では他の漢訳と同じ順序で節が並んでいる。ところが、uddeśa では次のように対になる二つの項目が逆となる場合が幾つか存在する：Ch-4 { 2-1-3-4-6-5-8-7-9-10-12-11-13-14}。uddeśa におけるこの順序はパーリのそれとも異なっている。

このようなパーリと Ch-4 とにおける十四項目の順序について並川孝儀博士は「単なる項目列挙の個所であり、恐らく同一伝承中における改変か、或いは訳出上の理由として解消されうであろう」（並川 1984c: 31）とし、他方、解説部分では Ch-4 が他の漢訳に一致しているのは「伝承問題とも関連しているようでもあり、簡単には解せない」（同）とする。

- §§ 40-43. 業と寿命が尽きるか尽きないかを説くが、そこに煩惱と功德が紛れ込んで組み合わせられており、それぞれのヴァージョンによって中身が一致しない。内容的には既に説かれた業報について、尽きるか尽きないかを説いただけにすぎない；
- §§ 44-47. 心／身と苦／楽を四句分別によって、そのような境遇をもたらす業が何であるのかを説く；
- §§ 48-50. 不幸な境遇に生まれた者の容姿についてその違いをもたらす業を説く；
- §§ 51-61. 所謂「十不善業道」によってその当人にもたらされる果報と外界に現れる結果とが併記して述べられる；
- §§ 62-76. 仏塔崇拜に関連する、或いはサンガに対する供養によって得られる功德を十ずつ挙げていく；
- §§ 77-79. 出家・林住・喜捨の生活による功德
- § 80. 十種の自信を説く。

以上が KV 諸節のテーマを小グループ化したものである。各グループ間の順序に何らかの意図があったと思わせるような一貫性或いは連続性を示唆する要素は特段見当たらないが、その点は教説の内容として業を列挙する節と果報を挙げる節とが混在していることにも明らかであろう。即ち、或る果報についてそれをもたらす幾つかの業について説く場合 (§§ 1-22, 33-39)、単なる業の説明をするだけの場合 (§§ 23-32, 40-47)、或る業についてそれによってもたらされる幾つかの果報を説く場合 (§§ 48-79) である。このように業とその結果を説くということに関して全体として統一がとれていない（或いは整備されていない）ことが明確になっている。こうした記述のスタイルの違いがテキスト内に断続的に見られることはこの文献が徐々に増広されてきたことを如実に物語っている。

また、扱われる業と果報に関しても、§§ 51-61 を境とした前半部分では世俗的生活における倫理的観点から業または業報が説かれるのに対して、§ 62 以降は仏塔崇拜を明らかに意識しており⁵、業の果報として列挙される内容の最後には共通して「天界に生まれる。そして速やかに涅槃に至る」(svargeṣūpapadyate. kṣipraṇ ca parinirvāti) ことが含まれていて、出家・在家の区別なく、より宗教性の強い、救済を意識させる内容を説く⁶。このような共通の内容を含み、数として十に整備された功德を説く § 62 以降はそのテーマが仏塔に関わることから間違いなくかなり後になってから付加されたものと思われる。先ずはその点を明確にしておこう。

1.2. § 61 までと § 62 以降

§ 62 以降の節が或る程度の時期を跨いで § 61 の後に付加されたことが「鸚鵡経類」諸訳の uddeśa の記述から確認出来る。テキストの構成でいえば、「鸚鵡経類」の多くのヴァージョンは冒頭に因縁譚を持ち、次いで世尊がこれから説こうとする業報を列挙する uddeśa 部分があつて、各論に入っていくのだが、先ずは KV を基点として諸資料のテキスト構成を一覧してみよう (○、×はその有無を意味する)：

⁵ KV の前半部分で仏塔に関わる記述は本稿末に資料として提示した。

⁶ 並川 1984c: 38, 40 参照。全てに共通ということから言えば、ここに挙げた二つだけになるが、「裕福となる」(mahābhogo bhavati) という内容も § 67 の A 写本を除けば (B 写本にはある) §§ 63-76 までの各節全てに含まれている。

	Skt.	Pāli	Ch-1	Ch-2	Ch-3	Ch-4	Ch-5	Ch-6	Tib1	Tib2	Tib3
因縁譚 uddeśa	○	×	○	○	○	×	×	○	×	×	○
§ 1-14	○	○	○	○	○	○	○	○	×	○	○
§ ~50	○	×	×	×	×	×	○	○	×	○	○
§ ~61	○	×	×	×	×	×	○	○	×	○	○
§ ~80	○	×	×	×	×	×	○	×	×	×	×

上記資料の内、Pāli と漢訳 4 本(Ch-1, 2, 3, 4)は業報十四項目のみを有する「鸚鵡経類」第一類の文献であり、§ 15 以降の節を持たない。従って、uddeśa を持つと言っても第二類のように第15節以降は有しないので、KV の後半部分のテキストを考察対象にする本稿では問題にしない。他方、より拡大した姿を持つ「鸚鵡経類」第二類を見ると、uddeśa に § 61 までの項目を記載するものは uddeśa そのものを欠く Tib1 以外の全てであるが、§ 62 以降の節見出しを記載するものは僅かに KV と Ch-5 だけである。実際の各論部分では Ch-6 も Tib1-3 も § 62 以降の節を有している。Ch-5, 6 と Tib-2-3 の uddeśa 部分の最後を引用しよう。

Ch-5 [891a25-26]:

或有衆生。習行十不善業。得外惡報。或有衆生。習行十種善業。得外勝報
復次長者。若有衆生。禮佛塔廟。得十種功德。

Ch- 6 [896b29-c19]:

爾時佛告長者言。「汝應善聽。一切有情造種種業起種種惑。衆生業有黑白。果報乃分善惡。黑業三塗受報。白業定感人天。又業有分限命乃短長。(中略)或復有業補特伽羅。諸根具足不具足等」

爾時佛告長者子言。「有十善業應當修習。若十惡業汝應除斷。」

Tib-2: uddeśa⁷ [D600.1; H493a4-5; L138b4; N466b1-2; Q312a5; S300.3-4]:

ma na ba yang 'di lta ste | mi dge ba bcu'i las kyi lam byas pa'i rgyus |₍₁₎ phyi rol gyi yul sa'i don₍₂₎
du 'gyur ba yang₍₃₎ yod do₍₄₎ |

(1). HN *omit*. (2). HQ *add*: ngan. (3). HS: 'nga. (4). H *omits*: do.

Tib-3: uddeśa⁸ [L305b8-306a2; F162b7-163a1; F2.337b4-5; S728.3-4; N135b7-136a2; H432b3-5]:

bram ze'i khye'u mi dge (H432b4) ba'i las kyi lam₍₁₎ bcu po (L306a1) dag₍₂₎ |₍₃₎ yang (F162b8) dag
par blangs (N136a1) pa'i rgyus₍₄₎ (F2.337b5) phyir₍₅₎ rol gyi dngos po bcu rgud₍₆₎ par₍₇₎ snang |
dge ba bcu'i las kyi lam rnam₍₈₎ yang dag par (S728.4) blangs pa'i rgyus |₍₉₎ (H432b5) phyi rol gyi
dngos (L306a2) po bcu (N136a2) phun sum₍₁₀₎ tsogs par (F163a1) snang ste₍₁₁₎ | 'di ni mdor bstan
pa'o ||

(1). F *omits*: kyi lam. (2). F2 *omits*. (3). FF2HNS *omit*. (4). FF2HN *add*: | (5). FS: phyi. (6). F2: dgud. (7).
F *omits*: rgud par. (8). F2 *omits*. (9). FS *omit*. (10). F2: gsum. (11). F: te; F2: ba ste.

上記資料を見れば明白であるが、Ch-6 の uddeśa に相当する部分では一旦世尊の言葉が終わり、続いて「爾時佛告長者子言。『有十善業應當修習。．．．』」とい

7. uddeśa そのものは D598.2-600.1; H491b5-493a5; L137b2-138b4; N465a5-466b2; Q311a6-312a5; S297.7-300.4 にある。尚、ここで挙げたチベットテキストは全ての異読を網羅していない。

8. uddeśa そのものの該当頁は以下の通り：L304b3-306a2; F161b5-163a1; F2.336b1-337b6; S725.1-728.4; N134a7-136a2; H431a1-432b5。尚、F はおよそ一行と三分の一にあたる文章が欠けている。その為 uddeśa は第3節の項目から始まる。

う新たな発言があつて十（不）善を挙げ、その後に再び次なる会話部分、即ち「於是長者白佛言。『世尊。有情短命何業所獲。．．．』」として各論が始まっていく。つまり、この「十善・十悪業」についての一文は、世尊の台詞が終わり各論に入っていくその間にある別の台詞であつて、その中身も実際の各論部分の当該節で説かれている「外法の悪化」に関しては全く触れていない。uddeśa 部分に全ての業報項目を列挙する Ch-5 も十不善業道を挙げた後で一旦は世尊の台詞に区切りを付けている。

Simon 1970 によってその存在が明らかにされた Tib3 の uddeśa でも、十不善・十善業道の見出しを挙げた後、各論では扱われている仏塔崇拝等の功德に関する業報項目が列挙されずに uddeśa が終わり、そして各論に入る。また Tib-2 も新たな台詞の導入によって十不善を挙げるものの § 62 以降の項目を列挙していない。

それぞれのヴァージョンでの uddeśa の記載内容を箇条書きにまとめてみよう：

- ① KV と Ch-5 のみが § 62 以降の項目を uddeśa に含め、Ch-6 と Tib2-3 は KV § 61 に相当する節までの項目しか含まないこと
- ② 各論としては全てのテキストで § 62 以降も論じられていること
- ③ Tib-2 と Ch-6 の uddeśa では世尊の新たな会話文を導入して十不善業道を説くことを述べること
- ④ Ch-5 では同一の会話文中に十不善業道を挙げ、その後で話題転換の呼びかけがあつて KV § 62 に相当する節の見出しを挙げること

以上のような文脈の乱れがあるということと uddeśa の見出しと各論での項目が食い違うという事実は、先ず § 51 以降の後半部分が後から追加されたが uddeśa 部分ではそのことの辻褃合わせが十分に為されなかったために文脈に生じた齟齬を反映し、§ 62 以降の項目を含んでいないのは §§ 51-61 が付加された後で更に加えられた為であると説明できる。Simon 1970: 162 はこれについて次のように理解している：

「これらの見出し（即ち、§ 62以降。引用者注）が項目リストには挙げられていないという事実は明らかにそれらが後代の挿入であることを意味しており、従つて「因縁談」と「項目リスト」は現行のものよりも原初的なサンスクリット本を体現しているに違いない。」

(... the fact that their headings have not been listed in this table of contents clearly shows that they constitute a later addition to the Sūtra and that therefore both the introductory tale and the table of contents must represent an earlier Sk. text than the one which has survived.)⁹

したがって、テキスト形成過程を考えると、KV § 50 までのテキストに対して、十不善・十善業道に関係する業報項目 (§§ 51-61) が追加された後で、更に仏塔等への寄進・布施による功德を説く後半部分 (§ 62~) が追加されたと考えてよいだろう¹⁰。

また、各ヴァージョン毎の違いは次のように考えられる。KV は確かに因縁譚や uddeśa を含み、テキストの構成としては最も拡大されている。そうした構成を有するものは他には Tib3 があるが、こちらは引用文献を有さず、それ故 KV より前の段階のテキストを反映している。Tib1 には uddeśa そのものがなく Tib-2 や Ch-6 の uddeśa には § 62 以降の節が挙げられないのに対して、Ch-5 が有する節の見出しを

⁹ Simon 1970: 162.

¹⁰ §§ 51-61 がある意図のもとに付加された可能性については工藤 2005c 及び 2004a を参照。

全て *uddeśa* に記載する点は、それ自体がヴァージョンの先後を決定するものではなく、むしろ節の増加にあわせてテキストの構成が整備されていたことを表しているに過ぎない。場合によれば、漢訳への訳出段階でテキストの内容に合わせて纏め直されたものかもしれない。つまり、*uddeśa* に節見出しを全て含む KV と Ch-5 を一つのグループにまとめる理由にはならない。Tib1 に全く *uddeśa* が存在しないことについては、伝承の途中で丸ごと削除された可能性があるのではないかと考えている。何故なら「鸚鵡経類」第一類では *uddeśa* が存在し、この類が共通して有する §§ 1-14 の節見出しは全て含まれているからである。第一類という阿含・ニカーヤ系の伝承から第二類への展開がなされたとするならば、第一類には存在したテキスト上の一構成要素（即ち *uddeśa*）を丸ごと含まないのは不自然である。*uddeśa* 全体が存在しない点を捉えると、Tib1 と Tib2 が相違するのは伝承上の違いを反映していると言えそうである。

次いで第14節以降にある諸節の中でも、KV と対応する節をそのヴァージョン自体の順番に並べ合わせて眺めると、小グループが或る程度まとまって並べられていることが分かる。§ 22 までは節の順序がほぼ一致するが、それ以降の節では KV §§ 23-47 に対応する節がかなり異なっているのである（ここに挙げたのは説示内容がひとまとまりとなるグループを { } に入れて分けただけの対応節番号である。実際にはグループ内での順番も連番でなかったり、昇順に並んでいない場合もある。ここで示そうとしているのは節の小グループが別のヴァージョンのテキストでは固まりであることは保持しつつも、テキスト内では別の小グループと順序を入れ替えて存在しているという事実である）。

KV:	{23-26}	{27-29}	{30-31}	{32}	{33-36}	{37-39}	{40-43}	{44-47}
Ch-5:	{30-33}	{27-29}	{23-24}	{25}	{34-37}	{39-41}	{46-48}	{42-45}
Ch-6:	{24-27}	{28-30}	{x}	{23}	{31-34}	{35-39}	{44(45)}	{40}
Tib1:	{23-26}	{27-29}	{30-31}	{32}	{33-36}	{37-39}	{40-43}	{44-47}
Tib2:	{26-29}	{30-32}	{23-24}	{25}	{33-36}	{37-40}	{41-44}	{45-48}
Tib3:	{25-27}	{28-30}	{22-23}	{24}	{31-34}	{35-38}	{43-46}	{39-42}

Tib3 と Ch-6 とがほぼ共通しているが、それらが第二類初期段階のテキストを反映しているとするならば、それらの順序が本来のものであった可能性が高く、他方 KV は節の順序（但し小グループでのまとまりは残している）をかなり入れ替えたことになる。Tib1 ではほぼ KV と順序が一致する。

尚、小グループが或る程度まとめられるとは言え、§ 15 から § 50 までの節がどのような順序で付加されてきたのかは *uddeśa* の記載からは知ることが出来ない。元々の順序が一度にそれらが整備されたとは考えにくい、順序よく後ろに付加する形で徐々に増えてきたと言い切るわけにもいかない。おそらくは後者の可能性の方がありえそうであるが、順序に関する限り、これ以上の手がかりは見出せない。ただ注目すべきはこれらの節の教説が「四句分別」の形式をとっている点である。全体から見れば一部ではあるが、「四句分別」の小グループが随時付加されてきたものであることは確実であろう。

2. 四句による業報項目のグループ

上述したように、四句分別を構成すると見なせる小グループがそのまともり毎に付加されながら、「鸚鵡経類」第二類が発展してきたと考えられる。四句分別という教説の形式は実際に多くの仏教文献に見られるものであるが、このKVにも他文献にパラレルを見出すことが出来る内容が記述されている。以下では、それらをKVのテキストと比較対照していくことにする。あくまでも筆者が管見する限りでの調査の結果であるので、現存する全ての仏教文献を網羅し切れたものではない。他にもパラレルになる資料を発見出来る可能性はある。そうした資料が見出せたならば、場合によれば、小グループ相互の関係を明確にし、付加された順序をより精密に確定できるかもしれない。

2.1. KVにおける「四句分別」の諸節

KVには以下の節で「四句分別」による業報が説かれる¹¹。ここで「四句分別」というのは一つの事例に関して相反する2項を立て、二つの事例を組み合わせで合計四種の組み合わせで業報を説く場合を意味する。つまり{++} {+-} {-+} {--} というものである。但し、節の順序としてこの組み合わせの順序にはなっていない。

- §§ 23-26: 為される／為されないと積集／無積集。
- §§ 33-36: 人生の前半／後半に幸／不幸。
- §§ 37-39: 貧／富にして喜捨を好む／好まない。
- §§ 44-47: 心／身と苦／楽。

2.1.1. §§ 23-26

先ず、業の作・不作 (kṛta-akṛta)／積集・不積集 (upacita-anupacita) の組み合わせを見てみよう。

§ 23 「為されても積集しない業」

Lévi 47.25-48.2; A24r.2-4; B14r.1-3; E8v.7-8¹².

yat kṛtvā karma ārttīyati | jihreti [B, E: [je]hīyati] | vijugupsati [B, E: vibhavati, vijugpsate] | deśayaty ācakṣati [B, E: ācaṣṭe] | vyaktīkaroti [B, E: vyantīkaroti] | āyatyām samvaram āpadyate | na punaḥ karoti |

「行為をした後、(その行為に) 苦しみ、恥じ、不快になり、嫌悪し、打ち明け、告白し、懺悔する。それが続く時に決して二度としないと自制する(行為である)」

§ 24 「為されていなくとも積集する業」

Lévi 48.3-5; A24r.4-5; B14r.3; E8v.8-9.

yat karma {na} kāyena paripūrayitavyam | tatra praduṣṭacitto vacāṃ bhāṣate [B, E: bhāṣati] | 'evam te kariṣye' iti [B, E: idaṃ te kariṣyāmīti] |

¹¹ §§ 40-43 も四句分別の形式を踏まえているものと思われるが、その内容に関してはヴァージョンによって組み合わせの仕方が異なり、必ずしも共通したものになっていない。KVの内容で言えば、「業と寿命が尽きる／尽きない」ということに加えて煩惱と功德とが組み合わせられる組み合わせになっている。

¹² サンスクリットテキストについては Lévi 出版本と Kudo 2004 に示した2本の写本の該当箇所を挙げた。後者の出版以降に見いだされた写本Eについても該当箇所を挙げる(テキストは Kudo 2007にある)。

「身体によって完成されるべき行為である。その時、悪しき心をもって『このように私はしよう』と言葉で表現する場合である」

§ 25 「為されて積集する業」

Lévi 48.6-15; A24r.5-v.3; B14r.3-6; E8v.9-9r.1.

yat karmma sām̐cetanikaṃ¹³

「故意に行われた行為のことである」

§ 26 「為されなくて積集しない業」

Lévi 48.16-18; A24v.3-5; B14r.6; E9r.1-2.

yat karma sām̐cetanīyaṃ [B, E: sām̐cetanikaṃ] svapnāntare [B, E: omit svapnāntare; add na¹⁴]
kṛtaṃ kārītaṃ vā |

「故意に行われた行為であるが、夢の中で為されたり、為さしめられた行為である」

残念乍ら、筆者の調べた範囲ではこの区分の直接の典拠となる他文献は見出せなかったが、よく似た区分を持つ文献が『俱舍論』にある。

AKBh, iv. 120 (271.17-272.4):

kṛtaṃ copacitaṃ ca karmocyate | kathaṃ karmopacitaṃ | pañcabhiḥ karaṇaiḥ |

sām̐cetasamāptibhyāṃ niṣkaukṛtya vipakṣataḥ |

paroivārād vipākāc ca karmopacitaṃ ucyate || 120 ||

kathaṃ sām̐cetanataḥ | sām̐cintya kṛtaṃ bhavati nābuddhipūrvaṃ na sahasā kṛtaṃ | kathaṃ samāpattitaḥ | kaścid ekena duścāritenāpāyānyāti kaścid yāvat tribhiḥ | kaścid ekena karmapathena kaścid yāvad daśabhiḥ | tatra yo yāvatā gacchati tasminn asamāpte kṛtaṃ tat karma nopacitaṃ samāpte tūpacitaṃ | kathaṃ niṣkaukṛtyavipakṣataḥ | nirvipratīśāraṃ ca tat karma bhavati niṣpratīpakṣaṃ ca | kathaṃ parivārataḥ | akuśalaṃ cākuśalaparivāraṃ ca bhavati | kathaṃ vipākataḥ | pākādānaniyataṃ bhavati | evaṃ kuśalam api yoḥyam | ato 'nyathā karma kṛtaṃ bhavati nopacitaṃ |

玄奘訳『阿毘達磨俱舍論』「分別業品第四之六」(T 1558, vol. 29, 97a2-16):

「有二種業。一造作業。二增長業。何因說業名增長耶。由五種因。何等為五。頌曰

由審思圓滿 無惡作對治

有伴異熟故 此業名增長

論曰。由審思故者。謂彼所作業非先全不思。非率爾思作。由圓滿故者。謂諸有情中。或由一惡行便墮惡趣。或乃至三。或由一業道便墮惡趣。或乃至十。此中若有齊此量業應墮惡趣。未圓滿時但名造作不名增長。若此已圓滿亦得增長名。由無惡作對治故者。謂無追悔無對治業。由有伴故者。謂作不善業不善為助伴。由異熟故者。謂定與異熟善翻此應知。異此諸業唯名造作。」

真諦訳『阿毘達磨俱舍釋論』卷第十三「中分別業品之四」(T 1558, 29, 251a17-b1):

「經中說業有二種。一所作。二所長。云何業是所長。由五種因。偈曰。

故意作圓滿。無憂悔對治。由伴類果報。說業所增長。

釋曰。云何由故意作。此業故意所作。非無意為先非匆促所作。熟研尋簡擇然後方作。云何由圓滿。有人由一邪行墮惡道。有人乃至由三。有人由一業道墮惡道。乃至有人由十墮惡道。此中若人由此業量應墮惡道。此量未圓滿。此業但是所作未是所長。若已圓滿方是所長。云何由無憂悔

¹³. この後で例証として Dhṛ., Uv. からの引用 (Lévi 48.9-14; A24v.1-3; B14r.4-5)がある。

¹⁴. この文章は写本Aには合わない。むしろ Ch-5 に合う (T 81, 1, 893c20-21): 「若有衆生。自不造業。亦不教他。無記業等。」

對治。若人作業於中無憂悔心。不受善行為對治。云何由伴類。惑作惡以惡為伴類。云何由果報。此業已定能與果報。善業亦應如此思。若異此相所作業。但作非長。」

「造作業／増長業」或いは「所作／所長」という二つの区分の典拠となる經典について、Yaśomitra 『俱舍論』註は何も教える所がないが、『冠導阿毘達磨俱舍論』（卷十八・十四b）では次のような割り注（{ }で示す）が付されている：

「如 {明造作増上} 契經 {業報差別經} 說有二種業」(II, 766)

ここで言われる經典は Ch-5 である。以下、その対応箇所を挙げるが、Ch-6 では節自体の分別されたテーマが異なっているのでここには挙げない。

§ 23. Ch-5 ¶-30 [893c14-16]:

復有業作而不集。若有衆生。身口意等。造諸惡業。造已怖畏。慙愧遠離。深自悔責。更不重造。

是名作而不集。

§ 24. Ch-5 ¶-31 [893c16-18]:

復有業集而不作。若有衆生。自不作業。以惡心故。勸人行惡。

是名集而不作。

§ 25. Ch-5 ¶-32 [893c18-20]:

復有業亦作亦集。若有衆生。造諸業已。心無改悔。而復數造。亦勸他人。

是名亦作亦集。

§ 26. Ch-5 ¶-33 [893c20-21]:

復有業不作不集。若有衆生。自不造業。亦不教他。無記業等。

是名不作不集。

Ch-5 と KV とを比較すると、内容が一致するのは KV § 23 に対応する部分だけであり、他の節の教示内容は全く異なる。そして Ch-5 の内容はその全てが『俱舍論』に一致しない。これは業の区分の仕方が異なることにも由来する。

次の『成實論』には故意の行為かそうでないかを説明する部分に「作・集」によって四句分別を挙げている。

『成實論』卷第七「故不故作第九十七」(T 1646, vol. 32, 290b28-c20):

「問曰。經中說故作業不故作業。云何名故不故作耶。

答曰。先知而作名為故作。與此相違名不故作。

問曰。若不故作不名為業。

答曰。有是業但心故作業則有報。又決定心作業名故。不決定心作名不故。如卒語名不故。不卒語是名故。如經中說汝有過失我當數。若卒語我則不數。乃至三問。

若先無作心而作。如人行時。踐踏殺虫是名不故。是不故業以不集故不能生報。

業有四種。有作不集。有集不作。有亦作亦集。有不作不集。

作不集者。如作殺等業後則心悔。作施等業後亦心悔。又起作業心不復憶。是名作非集。

集不作者。若他作殺等則心生喜。他作施等心亦生喜。

亦作亦集者。若作殺等罪施等福亦心生喜。

不作不集者。亦不作亦不生喜。

於是中。亦作亦集是必受報。

如經中說若業亦作亦集。是業必受果報。是故作集業。若現受報。若生受報。若後受報。

問曰。若故作集業必受報者。則無解脫。

答曰。業雖故作得真智故不復更集。譬如焦種不能復生。」

ここに言及されている「經」とは、その直前にある四句が明らかに Ch-5 の一節とパラレルになっている。しかし四句は対応するが内容的には異なる。

§ 23: 「作・不積集」

KV: 行為をした後、その行為に苦しみ、恥じ、二度としないと誓う行為。

Ch-5: 身口意の業をなし、その後で後悔し、二度としない誓う行為。

『成』: 殺生や布施をした後で心で悔いる

§ 24: 「不作・積集」

KV: 身体で為されるべき行為。悪心を以てそうしようと表現する。

Ch-5: 自分はしないが悪心を以て他人に悪を為させる行為。

『成』: 他人が殺生したとき・布施をした時に、心に喜びを生ずるもの。

§ 25: 「作・積集」

KV: 故意の行為。

Ch-5: 業を為しても後悔せず、また繰り返す。そして他人にもさせる行為。

『成』: 殺生したとき・布施をした時に、心に喜びを生ずるもの。

§ 26: 「不作・不積集」

KV: 故意であるが、夢中の行為や強制された行為。

Ch-5: 自分も為さず、他人にもさせない行為。

『成』: 殺生・布施をせず、心に喜びを生じないもの。

更に『瑜伽師地論』にも殺生を始めとする十不善業がどのように果を引くのかについて説明して、次のように四句分別をもって言及されている：

『瑜伽師地論』卷第六十「攝決擇分中有尋有伺等三地之三」(T 1579, vol. 30, 633b10-26):

「復次殺生所引不善諸業。或有是作而非增長。或有增長而非是作。或有亦作亦復增長。或有非作亦非增長。

初句謂無識別童稚所作。或夢所作或不思而作。或自無欲他逼令作。或有暫作續即還起猛利悔心及厭患心。懇責遠離正受律儀令彼微薄。未與果報便起世間離欲之道損彼種子。次起出世永斷之道。害彼種子令無有餘。

增長而非作者。謂如有一為害生故於長夜中數隨喜伺。由此因緣彼遂增長殺生所引惡不善法。然不能作殺生之業。

亦作亦增長者。謂除先所說作非增長增長非作。所餘一切殺生業相。

非作非增長者。謂除上爾所相。如是所餘不與取等乃至綺語。隨其所應如殺應知。

於貪欲瞋恚邪見中。無有第二增長而非作句。於初句中無有不思而作及他逼令作。餘如前說」

ここで説明されている内容は第一句の「作・不積集（非增長）」のみが対応し、その他は異なる。また『同』卷第九「本地分中有尋有伺等三地之六」では業の差別として幾つかの分類を示しているが、その中にも「作・不作」、「増長・不増長」の区別が挙げられている。

「業差別云何。謂有作業有不作業。有増長業有不増長業。有故思業有不故思業。．．．」(ibid.,

319b1-2).

YBh. 189.14-15:

karmanāṃ paryāyaḥ katamaḥ. asti karma kṛtam asty akṛtam. asty upacitam asty anupacitam. asti sañcetanīyam asty asañcetanīyam. ...

「作業者。謂若思業。若思已所起身業語業。

不作業者。謂若不思業。若不思已不起身業語業。

増長業者。謂除十種業。何等為十。一夢所作業。二無知所作業。三無故思所作業。四不利不數所作業。五狂亂所作業。六失念所作業。七非樂欲所作業。八自性無記業。九悔所損業。十對治所損業。除此十種。所餘諸業名為増長。

不増長業者。謂即所說十種業。

故思業者。謂故思已若作業若増長業。

不故思業者。謂非故思所作業。

順定受業者。謂故思已若作若増長業。

順不定受業者。謂故思已作而不増長業。」(ibid., 319b13-24).

YBh. 190.6-17:

kṛtam karma katamat | yac cetitam cetayitvā punaḥ kāyena vācā samutthāpitaṃ | akṛtam karma yad acetitam acetayitvā punar na kāyena na vācā samutthāpitaṃ ||

upacitam karma katamat | daśavidhaṃ karma sthāpayitvā | tadyathā | svapnakṛtam ajñānakṛtam asañcityakṛtam atīvrānatīkṣṇakṛtam bhrāntīkṛtam smṛtisampramoṣakṛtam anicchākṛtam prakṛtyavyākṛtam vipratīśāropahataṃ pratīpakṣōpahataṃ ca | ity etad daśavidhaṃ karma sthāpayitvā yad anyat karma ||

anupacitam karma daśavidhaṃ yathānirdiṣṭam eva ||

sañcetanīyam karma yat sañcintya kṛtam upacitam vā ||

asañcetanīyam karma yad asañcintya kṛtam ||

niyatavedanīyam karma yat sañcintya kṛtam upacitam ca ||

aniyatavedanīyam karma yat sañcintya kṛtam nopacitam ||

ここでの区分は対となる見方で業の分類を幾つか挙げたに過ぎず、四句分別での分類にはなっていない¹⁵。

以上、KV と同じ四句分別を持つ文献を取り上げたが、そこで与えられる説明は異なり、また他文献は業とその結果（異熟果）との関係を様々な観点から分類する中の一つとして「作・不作」や「集・不集」が取り上げられ、その上で意志的な行為の下位区分として組み合わされている。文献における分類の先後関係は不明であるが、意図的であるかどうかを問う観点から業を分類していることは明らかであり、部派的な思想であると言ってよいだろう。

他方、KV でも同様に意志的行為であるかどうかを問いながら、四種を分別している。ただ、この四句分別が他の業報項目とどのような関係にあるのか、或いは部派的な区分でもある思業・思己業、表・無表業とどのように関係するのか、といった問題には関わっていない。おそらくは業報区分としての四種を単に持ち込むだけ

¹⁵尚、Abhidharmasamuccaya 及びその注釈でも意図的になされた業について「作・増長」を区別することを記述している。（早島理博士による対照テキストを参照のこと。『梵藏漢対校 E-TEXT 『大乘阿毘達磨集論』・『大乘阿毘達磨雜集論』』第二卷, 2003, pp. 428-429 が該当する。）

でしかなかったように思える。

2.1.2. §§ 33-36

KV §§ 33-36 は人生の前半と後半を、苦・楽の二種で組み合わせ、合計四種の業報を説く¹⁶。

§ 33 「前半は楽、後半は苦となる業」

Lévi 65.1-66.13; A38v.2-39v.1; B21r.6-22r.2:

ihaikatyo dānaṃ yācitaḥ samānaḥ pūrvam prakṛṣṭaḥ [B: prahrṣṭaḥ] pratijānīte [B: prajānīte] | pramudito dadāti | datvā ca khalu vipratīṣārī bhavati | sa yadā manuṣyeṣūpapadyate | ādhyeṣu kuleṣūpapadyate | mahādhanēṣu mahābhogeṣūpapadyate | tasya paścāt te bhogaḥ parikṣayaṃ [B adds paryādānaṃ] gacchanti | sa paścād daridro bhavati |¹⁷

「この世で布施を請われた人が最初は快く、喜んで承諾する。喜んで布施した後で、それを後悔する。そのような人は人界に生まれると、裕福な家、財産の豊富な、豊かな家に生まれる。しかし、後に彼の財産はなくなってしまう。」

§ 34 「前半には苦であるが後半には楽になる業」

Lévi 66.14-68.3; A39v.1-40v.3; B22r.2-v.5:

ihaikatyo dānaṃ samāpitaṃ mātra [B: samādāpitaḥ] samānaḥ [B adds (p)[r](a)tijānīte] kṛcchreṇa dadāti | datvā tu dānaṃ paścāt prītim utpādayati | sa yadā manuṣyeṣūtpadyate daridreṣu kuleṣūtpadyate | tasya paścāt te bhogaḥ abhivṛddhiṃ gacchanti |¹⁸

¹⁶尚、これらは『法苑珠林』巻第六十九 (T 2122, vol. 53, 814b16ff.) に引用されている。

¹⁷この後二つの例証が挙げられる。

先ず、ゴーパカの話であるが(Lévi 65.7-66.9; A38v.4-39r.4; B21v.2-22r.1)、彼はクラックチャンドの時代にサンガに乳牛を布施した。人々の批判にあつて布施が嫌になった。生まれ変わるたびに大金持ちになるが最後は貧乏になった。この部分では KV に言われる「最初は布施を快く引き受けるが、後になって後悔し、その業の結果として、裕福な家に生まれるが最後は貧乏となる」という業報に合う。ゴーパカの話は更に続き、最後の生では、過去世の功德によって生き延びられたことが語られている。この過去世の功德とは何によってのことなのかははっきりしないが、布施したことで積まれた功德であるとする、生まれ変わって大金持ちになるという果報以外にかつて為した布施による別の果報を述べていることになる。

第二はチャンパーの長者の息子の話である(Lévi 66.9-12; A39r.4-5; B22r.1)。イーシュヴァラという長者の息子が従者たちに全財産を預けて四方に商売に行かせたが、全て外国で失われ、逆に召使いとなってしまった、という概略だけが語られている。KV の説明と合わせて考えるならば、この長者の息子は過去世において布施をしたが後に後悔した、という事跡がどこかになければならない。その果報として「召使いたちに預けられる程の財産をもち」(＝裕福な家)、しかし「その財産は失われた」(＝貧乏となる)のである。従って、この長者の息子の話が何らかの果報を述べているとすれば、内容的には KV と合う。

¹⁸この後で二つの例証がある。一つはア Niludda のアヴァダーナである(Lévi 66.19-67.4; A39v.3-5; B22r.4-5)。これは前世においてア Niludda が独覚のウパーリシュタに食事の供養をし、その結果、王から八つの村を与えられ、これが最後の貧乏生活となった、というものである。§ 34 の業報では「布施を快く引き受けるが、嫌々行う」のであり、また「布施の後で喜びを感じる」のであるから、ア Niludda のこの前世物語でもそのような内容で語られていなければならない。

ところが、ア Niludda のアヴァダーナを伝える多くの文献では彼が布施する際に「嫌々ながら」という内容はどこにもかかれていない。むしろ、独覚が辞退しようとするのを押しとどめ、積極的に供養しようとしている。KV にはこの典拠を Pūrvāparāntakasūtra とするが、勿論この經典にもア Niludda が「嫌々ながら」という内容は書かれていない。(詳しくは工藤 2005a 参照)。

第二は貧しい男が働きに出ている間、その妻が次々と訪れてくる仏弟子、世尊に対して食事の供養をし、そのため自分たちの食べるものまでなくなってしまう、という話である(Lévi 67.4-14; A39v.5-40v.1; B22r.5-v.4)。妻が世尊に帰依して「貧乏な暮らしをしないで済むように」と願い、世尊がそれに同意すると、その日の内にその家に財産が現れた。この財産を横取りしようとしたブラセーナジット王は奪い取った金貨が炭に変わってしまい、返すとまた金貨に戻ることを見て世尊に訳を問う。世尊は答えて「苦況にありながらも布施をし、その後で帰依の心を起こすと、はじめは

「この世で布施を請われ、快く承諾するが、嫌々ながら布施する。布施した後で、喜びを感じる。そのような人は人界に生まれると、卑しい家に生まれる。しかし、後に彼の財産が増大する。」

§ 35 「前半にも後半にも楽になる業」

Lévi 68.4-12; A40v.3-41r.1; B22v.6-23r.2:

ihaikatyo dānaṃ yācitaḥ sa prahr̥ṣṭaḥ pratijānīte | prakr̥ṣṭo [B: prahr̥ṣṭo] dadāti | datvā ca prītimān bhavati | sa yadā manuṣyeṣūpapadyate ādhyeṣu kuleṣūpapadyate | mahādhaneṣu mahābhogeṣu |¹⁹

「この世で布施を請われた人が喜んでそれを承諾する。喜んで布施した後で満足する。そのような人は人界に生まれると、裕福な家、財産の豊富な、豊かな家に生まれる。」

§ 36 「前半にも後半にも苦になる業」

Lévi 68.13-69.14; A41r.1-42r.1; B23r.2-v.3.

ihaikatyo kalyānamitravirahito bhavati | sa dānaṃ na dadāti | na ca tena [B adds kiñcit-] pāpakaṃ karma kṛtaṃ bhavati | sa yadā manuṣyeṣūpapadyate daridreṣu kuleṣūpapadyate | alpānapānabhojaneṣu |²⁰

「この世で朋友を持たない。彼は布施せず、いかなる悪行を為すこともない。そのような人は人界に生まれると、卑しい家、飲食物に乏しい家に生まれる。」

さて § 33-36 の四句分別には漢訳とパーリに二群の対応する文献が見出せる。一つは以下の文献でプラセーナジット王が発した問いに対して世尊が教説し、經典最後には世尊がそのまとめを韻文で説くものである。

①Pāli: SN III.3.1: *Puggalasutta* (I. 93-96).

『雑阿含經』卷第四十二・第一一四六經 (T 99(42.1), vol. 2, 304b27-305b5).

『別譯雜阿含經』卷第四・第六九經 (T 100, vol. 2, 398a1-c8).

『增壹阿含經』卷第十八「四意斷品」第二十六・第五話 (T 125(26.5), vol. 2, 636a6-637a17).

『佛說四人出現世間經』 (T 127, vol. 2, 834c2-835c12).

第二は他者からの問いかけがなく、世尊が自ら僧たちに教えを説く文献である。

貧乏であっても後に大金持ちになる」と述べた。

この話では貧しい者が布施をした後で帰依の心を持ったので、初めは貧乏であっても大金持ちになるという筋立てになっていて、ここでも KV に言われるような「嫌々ながら布施をした」という内容とは異なる。また、KV では「人界に生まれたならば」とあるので、前世の業の果報が後世に現れることになっているのだが、ここの例証はその人生中にそうなるということになっている。二つの話について共通する点は「布施し、その後で何らかの浄信を抱く」ということである。それによって得られる果報とは「貧乏から金持ちになる」ことである。ところが引用される例証では KV に述べられた説明にある「快く、嫌々ながら」という部分が見当たらない。

¹⁹ バドラカ城のミンダから四人の布施主 (Lévi 68.8-11; A40v.5-41r.1; B23r.1-2) が独覺タガラシッキンに握り飯を供養した話が言及される。そして「ここで律の因縁物語が述べられるべきである」とあって節が終わる。これはそのような話を引用しようとして途中でやめたのではないかと思われる文章で、より具体的な内容を更に加えようとしたのではないか。

²⁰ この後で一つの例証が挙げられる (Lévi 68.17-13; A41r.3-v.5; B23r.4-v.3)。

ある貧乏な若者が世尊に甘蔗を請う話である。ここには直接的に KV の内容を受けた部分が見当たらない。甘蔗を欲しがるといって、それは「飲食物に乏しい家に生まれた」からであるという説明付けが可能であるが、ここに登場する若者についてはよく判らない。つまり、この節で説かれる業、即ち「朋友を持たない。彼は布施せず、いかなる悪行を為すこともない」人がこの若者であるとは書かれていないのである。無論、そうした業をなした人であることが前提であると思われるが、他文献にこれと同様の話は今のところ見出せない。アーナンダを対告衆とするのでアーガマ関連ではあろうが、見つかっていない。

② 『增壹阿含經』 卷第二十一「苦樂品」第二十九・第一話 (T 125(29.1), vol. 2, 655a2-656a5).

Pāli: AN IV. 85: *Tamotamasutta* (II. 85-86).

Cf. Pāli *Peṭakopadesa* (pp. 212-14); *Puggalapaññatti* IV. 19 (pp. 227-28).

以上の文献の当該箇所は Kudo 2004: “Annotations” Note 48 (pp. 269-273) に示したのでそちらを参照していただきたいが、一つの資料だけここに引用する。

『增壹阿含經』第二十九・第一話:

聞如是。一時。佛在舍衛國祇樹給孤獨園

爾時。世尊告諸比丘。「今有四人出現於世。云何為四。或有人先苦而後樂。或有人先樂而後苦。或有人先苦而後苦。或有人先樂而後樂。

(§ 34 =) 云何人先苦而後樂。或有一人生卑賤家。... ..

若復見沙門婆羅門修善法者。便向懺悔。改往所作。若復所有之遺餘。與人等分。彼身壞命終。生善處。若生人中。多財饒寶。無所乏短。是謂此人先苦而後樂

(§ 33 =) 何等人先樂而後苦。於是。或有一人生豪族家。... ..

若彼見沙門婆羅門奉持戒者。起瞋恚心。此人虛偽。何處當有福報之應。彼人身壞命終之後。生地獄中。若得作人。在貧窮家生。無有衣食。身體戶露。衣食不充。是謂此人先樂而後苦。

(§ 36 =) 何等人先苦而後苦。於是。有人生貧賤家。... ..

彼若身壞命終。生地獄中。若生人中。極為貧賤。衣食不充。是謂此人先苦而後苦。

(§ 35 =) 彼云何人先樂而後樂。彼或有一人生富貴家。... ..

然常好喜施惠於人。彼人若見沙門道士者。隨時問訊可否之宜。供給衣被飲食床臥具病瘦醫藥。盡惠施之。若復命終之後。生善處天上。若人中。生富貴之家。饒財多寶。是謂此人先樂而後樂。... ..

上記資料の関係を見る為に四句分別の挙げられる順序を比較してみよう。

① 『增』 26.5.

先闇而後明；先明而後闇；先闇而後闇；先明而後明。

② 『增』 29.1.

先苦而後樂；先樂而後苦；先苦而後苦；先樂而後樂。

① 『世間經』.

先醜而後妙；先妙而後醜；先醜後醜；先妙後妙。

= KV § 34→§ 33→§ 36→§ 35

① SN. *Puggalasutta*.

tamotamaparāyaṇo; tamojotiparāyaṇo; jotitamaparāyaṇo; joti-jotiparāyaṇo.

② AN IV. 85: *Tamotamasutta*.

tamo tamaparāyaṇo; tamo jotiparāyaṇo; joti tamaparāyaṇo; joti jotiparāyaṇo.

① 『雜』 1146.

從冥入冥；從冥入明；從明入冥；從明入明。

= KV § 36→§ 34→§ 33→§ 35

① 『別譯』 69.

從明入明；從明入冥；從冥入明；從冥入冥。

= KV § 35→§ 33→§ 34→§ 36

以上、比較したように、4種の組み合わせを述べる順序は固定していない。經典構成の違いによって分けたグループ番号を付して示すと、①『増』26.5、①『世間經』、②『増』29.1が同じ順序、①『雜』1146、①SN., ②AN IV. 85が同じ、そして①『別譯』69は前二者とも異なる。またKVもどれにも対応していない。

このようなグループ間の違いを越えた対応関係が伝承上の違いを示しているかどうかについて、例えば水野弘元博士が述べているように「雜阿含經には諸部派によって三類の相違」があり「『別訳雜阿含經』は第一類に属し、五十卷の『雜阿含經』とパーリ『相應部』は第三類に属する」（水野 1970 [1996: 344]）とすれば、ここでの対応関係の内、第二グループと第三グループの違いが所属部派の違いに由来すると理解することが可能となる。（尚、水野博士は法藏部または化地部あたりで伝えられていたものではないかとしている。同 1970 [1996: 355]）。また「現存の漢訳『増一阿含經』がパーリ『増支部』や断片的に現存する曇摩難提訳の『増一阿含經』とも、さらには一般の四阿含全体とも違った」（水野 1989 [1996: 435]）点を有することからも、ここでの対応関係が『増壹』とANとでは異なることも説明出来る。つまり、漢訳經典に関する限りここでの対応関係の違いは、これまでの研究によって明らかにされた部派所伝のテキストの違いに奇麗に一致するのである。となれば、KVが上記のテキストとも異なっていると言う点も部派による違いを反映していると言えそうである。勿論、これには積極的な裏付け資料はないのであるが。

2.1.3. §§ 37-39

KVには「貧乏・慳貪」の項目がなく、ここでは四句分別になっていない。しかし対応する二つの漢訳にはそれがある。漢訳に関してはその見出しのみを引用する。

§ 37 「裕福であるが物惜しりする業」

Lévi 69.15-71.4; A42r.1-43r.4; B23v.3-24v.1:

ihaiatyena alpamātran dānaṃ dattaṃ bhavati | śīlavati pātrabhūte na tu punaḥ punas tyāgacittam abhyastaṃ bhavati | sa yadā maṇuṣyeṣūpapadyate ādhyeṣu kuleṣūpapadyate | mahādhanēṣu mahābhogeṣu | tena dānaviṣeṣeṇa yat tena na punas tyāgacittam abhyastaṃ bhavati | sa tena karmaṇā matsarī bhavati ||²¹

「この世においてある人がほんの僅かな布施をするが、戒を護り世間から尊敬される人に対しては喜捨の心を全く持たない。彼は人間界に生まれると彼の優れた布施のお陰で裕福な家、大金持ちの家に生まれる。しかし二度と喜捨の心を持たなかったことで物惜しりするようになる」

²¹この後で一つの例証が引用される(Lévi 69.20-71.3; A41r.3-43r.3; B23v.5-24v.1)。シュラーヴァステイーのヒッリシャーラ長者はタガラシッキンに食物を供養しようとしたが、惜しくなって与えなかった。長者は天上の人間の幸福を享受したのち、シュラーヴァステイーの上流家庭にうまれたが吝嗇となって死んだ。

ここまでが節のテーマである内容に相応しい例証である。ところが、更に「Rājopakīrnakaに語られるところでは」と話が続き、長者には相続人がいなかったのでプラセーナジット王に財産を没収されたこと、そして世尊の言葉として「七度にわたって財産を没収されたが、タガラシッキンに握り飯を供養したのでその業は消滅した。しかしそれ以外の善根を積んでいないのでマハーラウラヴァ地獄で煮られることになる」と説明が加えられる。これは長者の死後について語った部分であるが、これとほぼ同じ内容が§ 43の例証として引用される。この§ 43では功德と寿命が尽きることがテーマとなっており、死後の有り様について語るの不思議ではない。しかし、§ 37で節のテーマに相応する内容を語った後で、特定の文献を明示してその節のテーマにはそぐわない話を加えるのは余分なことに思える。

Ch-5 ¶-39 [894a8-10]:

復有業富而慳貪。

Ch-6 ¶-35 [898b22-29]:

復云何業。有補特伽羅得大富貴。貪惜財物無纖毫施。

§ 38 「貧乏であるが喜捨を好む業」

Lévi 71.5-13; A43r.4-v.1; B24v.1-4:

ihaikatyena [B: add. pudgalena] bahu dānaṃ dattaṃ bhavati | tiryaggateṣu manuṣyeṣu ca duḥśīleṣv
abrahmacāriṣu | punaḥ punas tyāgacittam abhyastaṃ [B omits] | sa yadā manuṣyeṣūpapadyate
daridro bhavati tyāgavān | tena dānābhyāsenā | yat tu yā tenāpātrabhūteṣu dānaṃ dattaṃ tena
daridraḥ [A omits] ²²

「この世においてある人が沢山の布施をし、畜生や人間のみならず、戒を護らない人や非梵行者に対しても繰り返し喜捨の心を起こす。彼は人間界に生まれかわると貧しいが喜捨を好む者となり、繰り返し布施を行う。しかし尊敬に値しない者に布施を行ったことで貧しくなる」

Ch-5 ¶-38 [894a5-8]:

復有業貧而樂施。

Ch-6 ¶-36 [898b29-c5]:

復云何業有補特伽羅。一生貧苦愛樂布施。

§ 39 「金持ちであつても喜捨を好む業」

Lévi 71.14-23; A 43v.2-44r.1; B24v.4-25r.2:

ihaikatyena [B adds pudgalena] bahu dānaṃ dattaṃ bhavati | śīlavatsu pātrabhūteṣu punaḥ punas
tyāgacittam abhyastaṃ bhavati | sa tena karmaṇā yadā manuṣyeṣūpapadyate ādhyeṣu
kuleṣūpapadyate | mahādhanēṣu mahābhogeṣu | yas tu tena punaḥ punas tyāgacittam abhyastaṃ |
tena tyāgavān bhavati |

「この世においてある人が沢山の布施をし、戒を護る尊敬に値する人に繰り返し喜捨の心を起こす。彼はその行いによって人間界に生まれた時には裕福な家、大金持ちの家に生まれる。そして繰り返し喜捨の心を起こしたことで喜捨を好む人となる」²³

Ch-5 ¶-40 [894a10-12]:

復有業富而能施。

Ch-6 *no correspondence*

Ch-5 ¶-41 [894a12-15]:

復有業貧而慳貪。

Ch-6 ¶-37 [898b5-11]:

²². この後で一つの例証が引用される (Lévi 71.10-12; 43r.5-v.1; B 24v.3-4)。シュラーヴァスティーの機織りは喜捨を好んだが貧乏だった。しかし繰り返し喜捨の心を起こしたという話である。律の因縁物語とあるが、対応するものは見出せない。しかし、説明の中に人から尊敬をうけない者たちに布施をしたことで貧乏となるとあるので、その部分がこの例証を挙げた理由なのかもしれない。律の中には戒制定の因縁話としてウパナンダ (或いは六群比丘) がそう言われていないのに勝手に自分の好みで布を織らせたという話があり、これを尊敬に値しない者へ布施 (布を織った) と解釈すれば、この節のテーマに合致する。尚、その場合の対応する律文献については Kudo 2004: “Annotations” Note 57, pp. 283-84 参照のこと。

²³. この後で一つの例証が引用される (Lévi 19-22; A43v.4-5; B24v.6-25r.1)。アナータピンダダ長者がクラクチャンダ仏の時代にジェータ・ヴァナを寄進し、僧院を建てた。カナカムニの時も、カーシャパ仏の時も、サルヴァ・アルタ・シッダ仏の時も同様であった。マイトレーヤ仏の時も大地に黄金を敷いて寄進するだろうとの話。この例証は節のテーマに合致する。

復云何業有補特伽羅。一生貧苦又復慳貪。不行少施。

残念ながら、このような業の組み合わせをまとまりとして説いている他文献は見出せなかった。

2.1.4. §§ 44-47.

これらの節では身体と心に関して、楽・苦を区別する。

§ 44 「身体は安楽、心はそうでない業」

Lévi 75.13-16; A47r.5-v.1; 27r.2-3:

kṛtapunyaḥ pṛthagjanaḥ kāyena sukhī na cittaena |

「功德を積んだ凡愚の人は身体は安楽であるが、心はそうではない」

§ 45 「心は安楽、身体はそうでない業」

Lévi 75.17-76.8; A47v.1-48r.1; B27r.3-v.2:

yathārhan alpapunyaḥ cittaena sukhī na kāyena ||²⁴

「功德を積んでいない（阿羅漢）は、心は安楽であるが、身体はそうではない」

§ 46 「心身共に安楽な業」

Lévi 76.9-77.5; A48r.1-v.4; 27v.2-28r.1:

arhan kṣīṇāśravaḥ kṛtapunyaḥ |²⁵

「煩惱を滅し、功德を積んだ阿羅漢である」

§ 47 「心身ともに安楽ではない業」

Lévi 77.6-10; A missing; B28r.1-3:

akṛtapunyaḥ pṛthagjanā + + + + [n]t[i] | utsannakuśalavaṃśāḥ vastrānnapānavirahitāḥ
paragrheṣu himḍanti | tathā vyādhībhiḥ kuṣṭhaksayakāsajvarapāṇḍurogadadrupāmādībhiḥ
parigatāḥ hastapādavika(lās ca)kṣurvihīnās ca ||

「功德を積んでいない凡愚の人たちは、．．．よき家系を滅し、衣服・食べ物・飲物を欠き、他人の家々を彷徨く。また、ハンセン氏病・肺病・咳・熱病・黄疽・白癬病等の病気に罹り、手足に欠陥があり、眼も見えなくなる。」

²⁴ この後で二つの例証がある。一つはソーノッタラの話 (Lévi 75.18-76-.2; A47v.2-4; B 27r.4-6)。前世において水浴をしている独覚にカピ・カッチュ樹を混ぜた牛糞の団子を水浴に使うように与えた。その報いとしてハンセン氏病となった。もう一つはジャンガー・カーシャパの話 (Lévi 76.3-8; A47v.4-48r.1; B27r.6-v.1)。ヴァーラーナシーにおいて独覚に食物を与えるとの約束をしたが、手に入れるのに苦勞して時間が遅くなってしまった。生まれ変わってからは貪欲のない者になったが、朝の托鉢をしても時間がかかってようやく食物を手に入れることになる。

これら二つの例証は独覚に対して何らかの形で無礼を働いたことによって身体上のトラブルを抱えることになった内容になっており、節のテーマに合う。

²⁵ 次いで二つの例証が挙げられる。一つはカシュミール王ダルマ・ヤシャスの息子バクラの話 (Lévi 76.10-16; A48r.2-5; B27v.2-4)。出家以来八十年頭痛を患ったことがない。それは前世においてヴァーラーナシーの香料商であった時、クラクッチャンダ仏と僧たちを招待して薬劑を送った。僧はそれぞれハリータキーを受けた。この果報として無病となった。もう一つはアニルツダの言葉として「食施の果報として七度は三十三天、七度は人間に生まれ王位についた云々」 (Lévi 76.17-77.4; A48r.5-v.3; B27v.4-28r.1)。

前者の例は節のテーマに合う。しかし後者の例では預流果としての話を挙げているのであって、阿羅漢として功德を積んだことを述べているわけではない。勿論、第二章第三節 2.1.3, 4 で見たように、アニルツダも阿羅漢果を得たという言及は存在する。

この四句分別は以下の經典に典拠を求めることができる。

『增壹阿含經』卷第二十一・第二十九「苦樂品」第二話 (T 125(29.2), vol. 2, 656a6-28)²⁶:
聞如是。一時。佛在舍衛國祇樹給孤獨園。

爾時。世尊告諸比丘。「有四人出現於世。云何為四。或有人身樂心不樂。或有人心樂身不樂。或有人心亦不樂身亦不樂。或有人身亦樂心亦樂。

(§ 44 =) 彼何等人身樂心不樂。於是。作福凡夫人。於四事供養衣被。飲食。床臥具。病瘦醫藥。無所短乏。但不免餓鬼。畜生。地獄道。亦復不免惡趣中。是謂此人身樂心不樂。

(§ 45 =) 彼何等人心樂身不樂。所謂阿羅漢不作功德。於是四事供養之中。不能自綉。終不能得。但免地獄。餓鬼。畜生之道。猶如羅漢唯喩。比丘。是謂此人心樂身不樂。

(§ 47 =) 彼何等人身亦不樂心亦不樂。所謂凡夫之人不作功德。不能得四事供養衣被。飲食。床臥具。病瘦醫藥。恒不免地獄。餓鬼。畜生道。是謂此人身亦不樂心亦不樂。

(§ 46 =) 彼何等人身亦樂心亦樂。所謂作功德阿羅漢。四事供養無所短乏。衣被。飲食。床臥具。病瘦醫藥。復免地獄。餓鬼。畜生道。所謂尸波羅比丘是。... ..」

内容的にどれほど一致しているのかを示すために、対応部分だけを取り出して対照してみよう。KV の対応漢訳の内、Ch-5. §§ 42-45 [894a16-20] も引用する。尚、Ch-6 はこれら 4 つの節に対応していない。§ 38 [898c11-14]; § 39 [898c14-19] が心身ともに安樂という内容になっているが、中身は全く対応せず、§ 40 [898c28-899a3] には心身ともに不快という内容も一致しない。

KV §44: kṛtapunyaḥ pṛthagjanaḥ kāyena sukhī ṇa cittena.

Ch-5: 復有業能令衆生得身樂。而心不樂。如有福凡夫。

増: 彼何等人身樂心不樂。於是。作福凡夫人。

KV §45: yathārhan apunyaḥ cittena śukhī na kāyena.

Ch-5: 復有業能令衆生得心樂而身不樂。如無福羅漢。

増: 彼何等人心樂身不樂。所謂阿羅漢不作功德。

KV §46: arhan kṣīṇāsravaḥ kṛtapunyaḥ (kāyena sukhī cittena ca).

Ch-5: 復有業能令衆生得身心俱樂。如有福羅漢。

増: 彼何等人身亦樂心亦樂。所謂作功德阿羅漢。

KV §47: akṛtapunyaḥ pṛthagjanāḥ (na kāyena sukhī na cittena).

Ch-5: 復有業能令衆生得身心俱不樂。如無福凡夫

増: 彼何等人身亦不樂心亦不樂。所謂凡夫之人不作功德。

上記の文献はその内容が完全に一致する。違いが出てくるのは、『增壹阿含經』の經典が四種の人々の有り様を更に具体的に記述しているのに対して、KV と Ch-5 ではそのコンテキストの見出しだけを引き出したような、つまり業報の主体を表す部分だけ（例えば、「功德を積んだ何々」）を抜き出したような内容になっている点である。このような対応を示す以上、KV の典拠として見なすのが適当であり、KV は増広にあたって要点のみを抜粋したものであろう。

²⁶ パーリに対応はない。

【参考：§§ 40-43】

§ 40 「寿命が尽きるにも拘わらず業が尽きない」

Lévi 71.23-73.23; A44r.1-46r.1; B25r.2-27v.1:

yaḥ pudgalo narakāc cyuto narakeṣūpapadyate | tiryagbhyaś cyuto tiryakṣūpapadyate | yamalokāc cyuto yamaloke upapadyate | devebhyaś cyuto deveṣūpapadyate ²⁷

「ある人が地獄から生まれかわって地獄に生まれる。畜生から生まれかわって畜生に生まれる。ヤマ界からヤマ界に生まれる。天界から天界に生まれる」

§ 41 「業は尽きるが寿命は尽きない」

Lévi 74.1-3; A46r.1-2; B26v.1:

yaḥ pūrvaṃ sukhito bhūtvā paścād duḥkhito bhavati | pūrvaṃ yo duḥkhito bhūtvā paścāt sukhito bhavati |

「ある人が前半は安楽で後半に不幸になる。また前半が不幸で後半が安楽になる人である」

【§§ 33-34 参照】

§ 42 「業も寿命も尽きる」

Lévi 74.4-19; A46r.2-v.4; B26.v.1-27r.1:

yaḥ pudgalo narakāc cyutaḥ tiryakṣūpapadyate | tiryagbhyaś cyuto yamaloke upapadyate | yamalokāc cyuto manuṣyeṣūpapadyate | tataś cyuto deveṣūpapadyate ²⁸

「地獄から生まれかわって畜生界に生まれる人。畜生界から生まれかわってヤマ界に生まれる人。ヤマ界から生まれかわって人間界に生まれる人。そこから生まれかわって天界に生まれる人である」

§ 43 「功德と寿命が尽きる」

Lévi 74.20-75.8; A46v.5-47r.1; B absent:

ここでは一切の説明なしに例証に入る²⁹。

§ 43b 「寿命も業も尽きず、煩惱が滅する人」

Lévi 75.9-12; A absent; B 27r.1-2:

srotaāpannasya sakṛdāgāmino 'nāgāmiṇaḥ pratyekabuddhasya |

「預流果を得た人、一來果を得た人、不還果を得た人、独覚である」

²⁷. この後で四つの例証がある。いずれも畜生に生まれかわる例として挙げられる。

・ヴァルシャカーラが猿に生まれ変わった話 (Lévi 72.2-3; A44r.2-3; B25r.3)。

・カーシュミーラーの長者が何度も家畜に生まれ変わった話 (Lévi 72.3-4; A44r.3; B25r.3-4)

・シュラーヴァスティーのある貧乏な世帯主 (Lévi 72.4-9; A44r.3-5; B25r.4-6)。家に心残りがあつた彼は牝牛の肩にウジ虫として生まれ変わった。

・マーウドガリヤーヤナの托鉢での出来事 (Lévi 72.9-73.22; A44r.5-46r.1; B25r.6-26r.6)。マーウドガリヤーヤナが托鉢に出向いた先の一家がその行為によって魚や犬に生まれ変わったという話。

これらの挿話に共通するのは今世或いは前世における寿命が尽きても、その時に為した業の影響によって同じものに何度も生まれ変わるということである。ただ最後の挿話については繰り返しの点で明確ではない。

²⁸. この後で一つの例証が引用される (Lévi 74.7-19; A46r.4-v.4; B26v.2-27r.1)。シュラーヴァスティーの商人の息子は妻と共に公園に行った。妻に言われてアショーカ樹に登るが枝が折れて石の上に落ちて死んだ。彼は死んだ後地獄に生まれ、業と寿命が尽きたのである。

この話と対応するものが漢訳にあるが、どのような業によって五道を巡ることになったのかの説明はない。Kudo 2004: "Annotations" Note 59, pp. 288-291 参照。

²⁹. ヒリッシャーラ長者の死後の有様について (Lévi 75.1-3; A46v.5-47r.1; B absent) と Prasenajit の末期 (Lévi 75.3-7; A47r.1-3; B absent) について。後者は王位から追われて、ラージャ・グリハに到着し、人が投げ捨てた萎びた大根の葉を食べ、口を泥だらけにしたまま死んだ。

両者の言及とも具体的には功德が何であり (前者は独覚に食事を布施したとの言及が § 37 にある)、寿命が尽きないことへの説明が一切ない。

これらの節は四句分別にはなっていない。また、テキストとしても両写本が混乱している。この組み合わせにはパラレルとなりうるような資料は見出せなかった。

2.2. 四句分別の形を取らない節

四句分別の形式を取らないが、他文献に相応する内容が残されている節もある。

2.2.1. §§ 48-50.

ここでは不幸な境遇に生まれた者の容姿についてその違いをもたらず業を説く。

§ 48 「悪趣に生まれても容色端正で美しく、姿柔らかく、皮膚はなめらかで、目元麗しく見栄えが良くなることをもたらず業」

Lévi 77.11-17; A48v.4-5; B28r.3-5:

yaḥ pudgalo rāgasamutthitena dauṣṭilyena samanvāgataḥ apāyeṣūpapadyate | yathā mayūraśukaśārikākāraṇḍavacakravāka(pra)bhṛtayaḥ ||

「情欲に駆られて不道德な行為をして悪趣に生まれる。例えば孔雀、鸚鵡、サーリカー、カーランダヴァ、チャクラヴァーカ等である」

§ 49 「悪趣に生まれて顔色悪く、身体は痩せ、醜悪な外見をもたらず業」

Lévi 77.18-23; A not available; B28r.6-v.1:

yaḥ pudgalo dveṣasamutthitena dauṣṭilyena samanvāgataḥ apāyeṣūpapadyate | yathā simhavyāghrakākaśṛgālakṛṣṇasarpapretapiśācādayaḥ ||

「憎しみに駆られて不道德な行為をして悪趣に生まれる。例えば、獅子、虎、烏、豹、黒蛇、餓鬼、ピシャーチャ等である」

§ 50 「悪趣に生まれて悪臭を放ち、感覚器官は鈍くてあやふやになることをもたらず業」

Lévi 77.24-78.3; A not available; B28v.1-4:

yaḥ pudgalo mohasamutthitena dauṣṭilyena samanvāga(ta)ḥ apāyeṣūpapadyate | yathā cchucchundarīkṛmyajagarayūkāmakṣikādayo yathā śārīre viṃśatikṛmijātayaḥ ||

「愚癡に駆られて不道德な行為をして悪趣に生まれる。例えば麝香鼠、蛆虫、錦蛇、虱、蜂等である」

これら3節は所謂「三毒」によって引き起こされる行為の結果としての業報を扱っている。三毒は仏教の極めて初期の段階から説かれているもので、業報を説く場合にまとめて持ち込まれることは不思議なことではない。この業報で特徴的なことは悪趣が人間以外の動物、昆虫等の畜生や餓鬼に特定されている点である。このような生まれ変わりに関する記述は『大智度論』に見出される。

『大智度論』釋初品中第二十七・卷第十六 (T 1509, vol. 25, 175a6-b1)³⁰:

復次爾時菩薩觀三界五道衆生各失所樂。

無色界天樂定心著。不覺命盡。墮在欲界中受禽獸形。色界諸天亦復如是。從清淨處墮。還受姪欲在不淨中。

³⁰ 現代語訳に関しては Lamotte, *Mpps*, II. 951-952 参照。

欲界六天樂著五欲。還墮地獄受諸苦痛。

見人道中。以十善福質得人身。人身多苦少樂壽盡多墮惡趣中。

見諸畜生受諸苦惱。鞭杖驅馳負重涉遠。項領穿壞熱鐵燒爍。

此人宿行因緣。以覲縛衆生鞭杖苦惱。如是等種種因緣故。受象馬牛羊望鹿畜獸之形。

(§ 48 =) 婬欲情重無明偏多。受鵝鴨孔雀鴛鴦鳩撞楠鸚鵡百舌之屬。受此衆鳥種類百千。

婬行罪故。身生毛羽隔諸細滑。嘴[口*(甚-其+庚)]姿不別觸味。

(§ 49 =) 瞋恚偏多。受毒蛇蝮蝎龜蜂百足含毒之虫。

(§ 50 =) 愚癡多故。受蛆蛾聰羈蟻蝮卓楠角鴟之屬諸呆虫鳥。

(§ 49 =) 躁慢瞋恚多故。受師子虎豹諸猛獸身。

邪慢緣故。受生驢豬駱駝之中。

慳貪嫉妬輕躁短促故。受羴猴戰杼熊羆之形。

邪貪憎嫉業因緣故。受猫狸土虎諸獸之身。

無愧無慚饕餮因緣故。受烏鵲鴟鷲諸鳥之形。

輕慢善人故。受撞狗野干等身。

大作布施瞋恚曲心。以此因緣故受諸龍身。

大修布施心高陵瘡苦惱衆生。受金翅鳥形。

如是等種種結使業因緣故。受諸畜生禽獸之苦。

勿論、ここに示した『大智度論』を典拠にして KV に引用されたわけではないだろうが、貪瞋癡という三毒によってもたらされる生まれ変わりの在り方が人間以外のものになるという発想が別のところでも流布していたことの証拠になる。資料の依拠関係が明確ではないが、『大智度論』の訳出年代（～弘始七年[405], 羅什訳）を考えれば、KV §§ 48-50 は何らかの典拠に基づいて付加されたものだろう。

3. 小結

本稿で検討したことは以下の四点である。

- ① uddeśa に列挙される節見出しリストからテキスト発展に関してのある程度の見通しが得られること。
- ② KV と他のヴァージョンとでは節の順序に違いがあること。
- ③ 節は小グループに分けられ（四句分別の形式をとるものが多い）、そのグループを一つの単位として順序が前後していること。
- ④ 小グループの幾つかは他文献にパラレルとなる記述を見出せること。

以上のことから導かれることは、第二類では小グループ単位で節が付加されてテキスト全体が拡大されてきたということである。その際に uddeśa がその都度更新されたものと思われ、その痕跡は文脈に残っている。KV が小グループ単位では他のヴァージョンと対応するにも拘わらず、節の順序としては全く異なっているのは間違いなく KV に挿入された他文献からの引用に関係している。おそらく引用を含める段階で節の順序が、小グループ単位は保持しながら、大幅に入れ替えられたのであろう。同じく引用を含む Tib1 が節の順序に関しては KV とほぼ一致していることからそれは言えるであろう。このことを別の視点から言えば、テキストの伝承の違い（伝持していた部派の違い）に起因するのではないかと思われる。

【補足資料・塔供養に関する記述】

節としてまとまったものばかりではないが、仏塔に関わる記述があちらこちらの節に散見される。後半の §§ 62-76 は全てが仏塔に関係する施与とその果報に関するもので、これらは明らかに仏塔崇拜が盛んになった流れに呼応して付加された節であろう。他方、前半部分にも細かく見ると文脈として異質なものと思える形で仏塔に関する記述も残されている。

これまでの研究では、並川 1984c において §§ 62-76 の塔供養項目に列挙される功德の最後「速やかに涅槃に達する」(kṣipraṅ ca parinirvāti) という句が部派理解を可能にするかどうかという観点から検討され、そこで KV に見られる塔供養の諸相について扱われているのが唯一である³¹。博士によれば、塔供養項目に必ず現れるこの句は「後代における大乘の影響を受けた部派の実情を反映する資料と捉える方が妥当性がある」とし(1984c: 38)、更に「在家者が生天と共に解脱涅槃するとの説示がなされていることは」「大乘仏教成立以後、次第に在家仏教が台頭するにつれ、それが部派教団に対して、在家者との係わり方に影響を与えたその一つの結果」であるとする(ibid.: 40)。また出家することの功德が塔供養の項目と「並列的に列挙された」形で説かれることから、「在家者が出家しなければという必然性が失われ、在家者のままでも涅槃し得るといった部派仏教における出家主義の崩壊を示唆しているのかも知れない」という³²。

このような歴史的状況があった可能性を考慮するならば、「鸚鵡経類」第二類が拡大的に節を増やしていくという変遷の中で、仏塔への施与をテーマとする節がテキストの後ろに単純に増やされただけでなく、第一類文献と共通する節の中にも挿入されたのではないかと思われる。テキストの拡大に関しての外的要因が何であったのかはかつて扱ったが³³、テキスト全体に散らばる形で仏塔に関する記述が残っているということは、テキストが伝承されていく過程でそれを取り巻く社会的或いは思想的な状況の変化によってテキストの改変なり増広が行われたことの痕跡である。

仏塔に関する記述は大乘經典には数多く見出せるが、KV に見られるような仏塔に対する施与の記述と直接パラレルになる他文献を現時点では具体的に指摘することは難しい。その大きな理由の一つとして挙げられることは、他文献では必ずしも業報という観点から仏塔に関わる記述をしているわけではないことである。以下では KV 前半で業報を説明する部分に見出される仏塔に関する記述を抜粋する。KV の対応漢訳の中で同様に仏塔に関わる記述を持つものがある場合はその該当箇所も掲げるが、そのような記述も持たない漢訳は挙げない。(筆者としては、これらの記述が後半の第62節以降に見られる仏塔への供養の賛美と合わせ、他の仏教文献、とりわけ近年、新資料の発見やその所属部派という観点からも著しく研究の進展がみられる律文献といかなる関わりを有するのか、という視点からあらためて考察してみたいと考えている。現時点ではあくまでも資料提示の段階にとどまるもの、したがって「補足資料」とする所以である。)

§ 2. tathā stupa(< stūpa)c[ai]t[y]avihārāṇāṃ (E. -bimbānām) {vi}sīrṇṇānā(ṃ) (E adds: bhagna-) pratisa(ṃ)skāraṇāṃ (34.4-5; A12v.2-3; B7v.4-5; E5r.2-3):

「壊れた塔・廟・精舎の再建である」

Ch-6 [896c24-28]: 十幡燈供養。

³¹ KV に見られる塔供養の諸相に言及したものは杉本卓洲博士のものがあるが、その言及は Mahāvastu 中の Avalokitasūtra とチベット訳『聖・観大乘経』(Āryāvalokana-mahāyānasūtra) に見られる塔供養の記述を比較対照する際に注記として KV にも「比較さるべき」内容があることを指摘するだけである(1984: 519, n. 11)。

³² この点に関しては §§ 77-79 の取り扱いをどうするかという問題が残る。これらの節では塔供養を説き終わってから出家の功德、更に林住・托鉢の功德が説かれているからである。在家者のままでも涅槃出来るという点はその通りであるが、「出家しなければという必然性が失われ」ていたならば、§§ 77-79 は果たして必要であったのか。むしろ在家者への徳目を説いた最後の箇所では出家・林住・托鉢の功德を説くことから、出家主義的な部分は依然として共存しているのではないか。

全くの憶測であるが、例えば §§ 77-79 が先にあると、その後 § 62 以下の仏塔に対する施与を扱う節が挿入されたとするならば、出家主義から在家主義へのシフト転換が行われていたと言えるかも知れない。その場合でも、完全には在家主義に軸足をおろしたわけではないだろう。

³³ 工藤 2005c 参照のこと。

- § 5. stūpāṅgaṇacetra(< caitya)gṛhavihārāṅāṅ (E omits: gṛha) ca bhūme(r) viśodhanaṃ (e. bhūmivinaśanaṃ) | stūpānā(m) pratimāṅāṅ ca dīpavyucchedaḥ | (38.1-3; A15v.3-4; B lost; E5v.10-6r.1):

「塔の中庭・廟・堂舎・精舎の地面を掃除しないこと。塔や（仏）像への燈明を消すこと。」

Ch-5 [892a28-b5]: 八者於佛塔廟斷滅燈明。

Ch-6 [897a8-12]: 七盜佛光明。九壞佛光明。

- § 6. vastrapradānaṃ | stūpac(ai)tyagrheṣu ca sudhādānaṃ | suvarṇṇap(ā)tradānaṃ | gandhalepapradānaṃ (E. gandhalepo vastrālaṃkārapradānaṃ) | alaṃkārapradānaṃ | ... stūpāṅganavihārāṅā(m) sa(m)mārjjanam | satataṃ grhasaṃmārjjanam (38.6-9; A16r.1-3; B lost; E6r.2-3):

「. . . 塔・廟・堂舎を塗ること。黄金の鉢を布施すること。香・軟膏を布施すること。裝飾品を布施すること. . . 塔の中庭・精舎を掃除すること。常に堂舎を清掃すること。」

Ch-5 [892b5-10]: 五者塗飾佛塔。六者掃灑堂宇。七者掃灑僧地。八者掃灑佛塔。

Ch-6 [897a12-17]: 二惠施佛塔。三塗掃塔寺。四修嚴精舎。五莊嚴佛像。

- § 8. Bhagavataś caityastūpakārāpaṅam (E. stūpacaityakāritotsukatā) (39.9-10; A17r.2; B lost; E6r.9):

「世尊の塔廟を建立させること」

Ch-5 [892b19-26]: 六者發菩提心。造佛形像。奉施寶蓋。

Śukasūtra (Hoernle) 56r.3-4: (cha)trapradānam bodhicittotpādaḥ tathāgatabiṃbakaraṅam.

- § 10 Skt. x

Ch-6 [897a21-26]: 五施佛傘蓋。六修嚴塔寺。

以上のように、仏塔に関わる内容を記述しているのは「鸚鵡經類」第二類に属する漢訳であるが、第一類に属する中央アジア写本の Śukasūtra が § 8 での記述で Ch-5 と一致する内容を残している³⁴。この点は第一類に属する中阿含經異訳に複数の伝承があったこと、Ch-5 が阿含系の伝承を比較的残していることと無関係ではあるまい。

後半の節では次のような対応で仏塔に対する施与を説く。

Skt	Ch-5	Ch-6
62如来塔への合掌	75恭敬合掌	75於如来塔合掌恭敬
63如来塔への敬礼	65禮佛塔廟	76於如来塔合掌禮拜
-----	-----	77拂拭佛塔
64傘蓋	66奉施寶蓋	78於如来塔布施傘蓋
-----	67奉施袈幡	80於如来塔布施幢幡
65宝鈴	68奉施鍾鈴	79於如来塔以鍾鈴布施
66衣服	69奉施衣服	81於如来塔以衣布施
67座具	-----	88施佛床座
-----	72奉施靴履	89布施鞋履供養僧佛
68鉢	70生施器皿	90以鉢器什物施佛及僧
69食物	71奉施飲食	91齋食供養佛及衆僧
70乗物	-----	92以象馬車乘施佛及僧
71避難所	-----	93修嚴房室屋宇殿堂施佛及僧
72飲物	-----	94以美飲湯藥施佛及僧
73華鬘	-----	83以鬘布施如来之塔
74散華	73奉施香華	82於如来塔施花供養

³⁴. Hoernle: No. 149 x/1-2, 260x60 mm, folio-nos. 56-57 (in: Hoernle 1916: 46-52).

75燈明	74奉施燈明	84施燈供養佛舍利塔
76香料	(73香華)	85施塗香供養如來之塔
-----	-----	86以妙音樂供養佛塔
-----	-----	87於如來塔歡喜讚歎

更にサンスクリットテキストを伝承する別の写本、即ち MS[C] とスコイエン・コレクションの写本断片がこの塔供養の部分を残している。

MS[C]	Skt.	SC	Ch-5	Ch-6	Tib1	Tib2	Tib3
	65	#2	68	79	82	66	61
	--		67	80	83	--	62
	66		69	81	84	67	63
*1	--		--	87	90	73	69
*2	67		--	88	91	74	70
*3	--		72	89	92	75	71
*4	68		70	90	93	76	72
*5	69		71	91	94	77	73
*6	70		--	92	95	81	74
*7	71		--	93	96	78	75
*8	72		--	94	97	80	76
	73		--	83	86	69	65
	74	#4	73	82	85	68	64
	75		74	84	87	70	66
	76	#3	(73)	85	88	71	67
	--		--	86	89	72	68
*9	77		--	95	98	79	77

MS[C] の節の順序は現行の KV とは全く異なり、Ch-6 と Tib1, 3 に完全に一致する。また、SC 断片は6つの小さな断片が一枚に辛うじて接合できるだけのもので前後が不明なもの、4節分（そのうち最初の節はどの節に対応するか不明である）が回収できる。その対応が分かる3節はどのテキストとも順序が対応しない³⁵。こうした同じサンスクリット本であっても節の順序の異なる資料が複数発見されているという点からも KV が独自にテキスト構成を動かして作り上げられたものであることが窺え、他方 KV と同様に引用を有する Tib1 が第二類の初期段階のテキストを、少なくとも節の順序に関しては忠実に保持しているとも言えよう。

参考文献・略号 Bibliography and Abbreviations

Karmavibhaṅga and its related Texts:

[Sanskrit]:

Manuscript (preserved at National Archives of Nepal, Kathmandu):

MS[A]:	Ms.-No. 4-20	palm-leaf	Nevārī	76	5
MS[B]:	Ms.-No. 1-1697	palm-leaf	Nevārī	27	6
	Ms.-No. 5-141	palm-leaf	Nevārī	3	6 (first 3 folios; see Diwakar/Kudo 2006)
MS[C]:	appended to B	palm-leaf	Varutūla Nepālī	2	5
MS[D]:	appended to A	palm-leaf	Nevārī	1	3
MS[E]:	Ms.No. 4-951	paper	Nevārī	10	10 (see Kudo 2006, 2007)

³⁵ スコイエン・コレクションの写本断片については一部を工藤 2005b に扱った。詳細については別の機会に発表する予定である。

Śukasūtra (from Central Asia)

Hoernle No. 149 x/1-2 (published in: Hoernle 1916: 46-52)

[Chinese translations]:

- Ch-1: *Fóshuō Dōudiào jīng* 『仏説兜調經』 失訳, [265-316CE.] (T 78, vol. 1, 887b5-888b11).
 Ch-2: *Zhōngāhán jīng* 『中阿含』 第七十經 「鸚鵡經」 (*Yīngwǔ jīng*), 瞿曇僧伽提婆 (Gautama Saṃghadeva), [397-398 CE.] (T 26(170), vol. 1, 703c21-706b11).
 Ch-3: *Fóshuō Yīngwǔ jīng* 『仏説鸚鵡經』 (求那跋陀羅 (Guṇabhadra), [435-443 CE.]) 曇摩難提 (Dharmanandin) [384-5 CE.] (T 79, vol.1, 888b16-891a13).
 Ch-4: *Fóshuō Jìngyì yōu pō sāi suō wèn jīng* 『仏説淨意優婆塞所問經』, 施護 (Dānapāla), [982-1017 CE.] (T 755, vol. 17, 588c9-590b7).
 Ch-5: *Fó wéi shǒu jiā zhǎng zhě shuō yè bào chā bié jīng* 『佛爲首迦長者說業報差別經』, 瞿曇法智 (Gautama Dharmaprajña), [582 CE.] (T 80, vol. 1, 891a18-895b21) [= Lévi: Chg].
 Ch-6: *Fēn bié shàn è bào yīng jīng* 『分別善惡報應經』, 天息災 (Tiānxīzāi), [982-1000 CE.] (T 81, vol. 1, 895b26-901b19) [= Lévi: Cht].

[Tibetan translations]:

Tib-1:

- C: Cone No. 977 [Las rnam par 'byed pa. Karmavibhaṅga] (Vol. 52, Sa, 331b5-358a1)
 D: Derge No. 338. Las rnam par 'byed pa (Taipei ed. vol. 15, [553-596]).
 Derge: *The Tibetan Tripitaka*, Taipei Edition, Taipei 1991.
 N: Narthang No. 323 (Vol. 72, 434a4-464a6 [= IASWR Microfiche. vol. 72, Lmpj026.072, 22-24/25]).
 Q: Peking No. 1005 Las rnam par 'byed pa (TTP, vol. 39, 117-1-5~126-3-3).
 D.T. Suzuki, *The Tibetan Tripitaka, Peking Edition* (repr.), 168 Vols., Tokyo/Kyoto 1965–1961.
 H: Lhasa No. 344. Las rnam 'byed chung ba (vol. 72, mdo, la(26), 455a7-490b5 [IASWR Microfiche, Lmpj022.072]).
 J: 'Jang Sa-tham No. 278. Las rnam 'byed (/) bam po gnyis [= P. 1005], tome 67 mdo-mang sa(28).
 Urga: No. 338 Las rnam par 'byed pa (*Śatapitaka* Vol. 72, [553-596]).
 Na: Newark Mdo bsde tsha // 20.472, 186a9-203a3.

Tib-2:

- C: Cone No. 978 [Las kyi rnam par 'gyur ba shes bya ba'i chos kyi gshung. Karmabibhaṅga-nāma-dharmagrantha] (Vol. 52, Sa, 358a1-371a6).
 D: Derge, No. 339 Las kyi rnam par 'gyur ba shes bya ba'i chos kyi gshung (Taipei, vol. 15, [596(7)-619])
 N: Narthang, No. 324 (Vol. 72, 464a6-481a6) [= IASWR Microfiche. Lmpj026.072, 24-25/25].
 Q: Peking, No. 1006. Las kyi rnam par 'gyur ba shes bya ba'i chos kyi gshung (TTP, vol. 39, 126-3-3~131-1-7).
 L: London Manuscript Kanjur, Or. 6724. No. 213. Las kyi rnam par 'gyur ba shes bya ba'i chos kyi gshung (mDo, Chi, Vol. 36, 136b4-151a8) [= Microfiche 25D-27F/63, uin 3788-3790].
 S: sTog Palace Kanjur, No. 298. Las kyi rnam par 'gyur ba shes bya ba'i chos kyi gshung bampo gcig. Karmavibhaṅga-nāmadharmaparyāya (Vol. 87, 148b2-165b3 [= IASWR Microfiche. Lmpj014.308, 7-8/17]).
 T: Tokyo (Kawaguchi) M. vol. 92-10, No. 295, 135b7-150b4.
 H: Lhasa, No. 345 Las kyi rnam par 'gyur ba'i mdo (vol. 72, mdo, la(26), 490b5-510a2 [IASWR Microfiche, Lmpj022.072]).
 J: 'Jang Sa-tham No. 279. Las rnam par 'gyur ba (/) rnam bzhungs so / [= P. 1006], tome 67 mdo-mang sa(28).
 Urga: No. 339 Las kyi rnam par 'gyur ba zhes bya ba'i chos kyi gzhung bam po gcig (Vol. 72, [596-673])

Tib-3:

- L: London Manuscript Kanjur, Or. 6724. No. 202. Las rnam par 'byed pa (mDo, Ci, Vol. 35, 300a7-325a1) [= Microfiche 52B-56C/68, uin. 3747-3751].
 S: sTog Palace Kanjur No. 287. Las rnam par 'byed pa. Karmavibhaṅga (Vol. 86, 358a5-385a3, bampo: 1358a6; 2-371b2) [= IASWR Microfiche, Lmpj014.307, 15-16/20]).
 F: Phug brag No. 186 Las rnam par 'byed pa (vol. 71, Tsha, 157a6-165/166-182b3 [= IASWR Microfiche, Lmpj016.870, 25F-30A/25])
 F2: Phug brag No. 404 Las rnam par ('byed) (vol. 97, Na, 333b1-356a8 [= IASWR Microfiche, Lmpj016.896, 56F-60D/64]).
 N: Narthang No. 784 (783?) (vol. 102, 130a1-157b7 [= IASWR Microfiche. kha-skong Lmpj 026.000, 23-28/56]).

T: Tokyo (Kawaguchi) M. vol. 91-6, No. 284, 300a8-324/25b8

H: Lhasa No. 343 Las rnam 'byed (vol. 72, mdo, la(26), 425b6-455a7 [= IASWR Microfiche, LMPj022.072]).

AKBh: *Abhidharmakośabhāṣyam of Vasubandhu*. ed. by P. Pradhan, 1967 (TSWS 8).

YBh: *Yogacārabhūmi*, ed. by V. Bhattacharya, University of Calcutta, 1957.

Secondary Sources

DIWAKAR ACHARYA and Noriyuki KUDO

2006 “The First Three Folios of Manuscript B of the *Karmavibhaṅga*,” in: *Annual Report of The International Research Institute for Advanced Buddhology at Soka University for the Academic Year 2005*, vol. IX, pp. 33-42.

HAYASHIMA, Osamu 早島 理

2003 『梵藏漢対校 E-TEXT 『大乘阿毘達磨集論』・『大乘阿毘達磨雜集論』』第二卷, 2003.

Hoernle, A. F. R. (ed.)

1916 *Manuscript Remains of Buddhist Literature Found in Eastern Turkestan*, Oxford.

KUDO, Noriyuki 工藤 順之

2004 *The Karmavibhaṅga: Transliterations and Annotations of the Original Sanskrit Manuscripts from Nepal*. Tōkyō: IRIAB (Bibliotheca Philologica et Philosophica Buddhica VII).

2004a 「Karmavibhaṅga 第61節の付加部分の検討 — 正量部所属説有力資料とされる一節」 『創価大学・国際仏教学高等研究所・年報』 VII, 2004, pp. 225-254.

2005a 「(Mahā-)Karmavibhaṅga 所引経典類研究ノート(2) — Pūrvāparāntakasūtra / Devatāsūtra —」 『創価大学・国際仏教学高等研究所・年報』 VIII, 2005, pp. 21-45.

2005b 「サンスクリット本『カルマ・ヴィバング』テキスト形成の一考察」 『印度學佛教學研究』 53-2, pp. 871-866(L).

2005c 「十不善業道による世界の損壊：『カルマ・ヴィバング』所説の業報を巡って」 『佛教大学総合研究所紀要 別冊・仏教と自然』, pp. 83-114.

2006 “One More Manuscript of the *Karmavibhaṅga* in the National Archives of Nepal, Kathmandu: Transliteration of Manuscript E (1),” in: *Annual Report of The International Research Institute for Advanced Buddhology at Soka University for the Academic Year 2005*, vol. IX, pp. 43-60.

2007 “One More Manuscript of the *Karmavibhaṅga* in the National Archives of Nepal, Kathmandu: Transliteration of Manuscript E (2),” in: *Annual Report of The International Research Institute for Advanced Buddhology at Soka University for the Academic Year 2006*, vol. X, pp. 93-116.

Lamotte, Étienne

1949 *Le Traité de la Grande Vertu du Sage De Nāgārjuna (Mahāprajñāpāramitāsāstra)*, tome II, Publications de l'Institut Orientaliste de Louvain 26, Louvain: Institut Orientaliste, Université de Louvain (rep. 1981).

Lévi, Sylvain

1932 *Mahākarmavibhaṅga (La Grande Classification des Actes) et Karmavibhaṅgopadeśa (Discussion sur le Mahā Karmavibhaṅga)*, textes sanscrits rapportés du Nepal, édités et traduits avec les textes parallèles en sanscrit, en pali en tibétain, en chinois et en kutchéen, Paris: Librairie Ernest Leroux.

NAMIKAWA, Takayoshi 並川 孝儀

1984c 「鸚鵡經の展開—特に Mahākarmavibhaṅga を中心として」 『佛教研究』 14, 27-43.

SAHEKI, Kyokuga 佐伯 旭雅

1978 『冠導阿毘達磨俱舍論』 京都：法蔵館。

Simon, Walter

1970 “A Note on the Tibetan Version of the *Karmavibhaṅga* Preserved in the MS Kanjur of the British Museum,” in: *Bulletin of the School of Oriental and African Studies* 33-1, 161-166.

SUGIMOTO, Takushū 杉本 卓洲

1984 『インド仏塔の研究--仏塔崇拜の生成と基盤--』 京都：平楽寺書店。

<Key Words> *Karmavibhaṅga*, 『佛爲首迦長者説業報差別經』, 『分別善惡報應經』, 「鸚鵡經類」, 節の増広

Appendix: 節対応表 (Comparative Table of Contents)

Cf. Lévi 1932: 14-19

1-1. 第1 – 14 節対応表 (Table of Contents corresponding to KV §§ 1-14)

Skt	Pali	Ch-1	Ch-2	Ch-3	Ch-4	Ch-5	Ch-6	Tib1	Tib2	Tib3
1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2
3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3
4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4
5	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5
6	6	6	6	6	6	6	6	6	6	6
7	7	7	7	7	7	7	<u>9</u>	7	7	7
8	8	8	8	8	8	8	<u>10</u>	8	8	8
9	<u>11</u>	9	9	9	9	9	<u>7</u>	9	9	9
10	<u>12</u>	10	10	10	10	10	<u>8</u>	10	10	10
11	<u>9</u>	11	11	11	11	11	11	11	11	11
12	<u>10</u>	12	12	12	12	12	12	12	12	12
13	13	13	13	13	13	13	13	13	13	13
14	14	14	14	14	14	14	14	14	14	14

節見出し (Section Heading)

- 1 短命をもたらす業
- 2 長命をもたらす業
- 3 多くの苦勞をもたらす業
- 4 苦勞をもたらさない業
- 5 顔色を悪くする業
- 6 顔色を良くする業
- 7 汚名をもたらす業
- 8 高名をもたらす業
- 9 賤しい家に生まれさせる業
- 10 高貴な家に生まれさせる業
- 11 財をほとんどもたらさない業
- 12 多財をもたらす業
- 13 無智ならしめる業
- 14 理智ならしめる業

1-2. 第15-80節対応表 (Table of Contents corresponding to KV §§ 15-80)

Skt	Ch-5	Ch-6	Tib1	Tib2	Tib3	Section Heading
15	15	15	15	15	15	地獄に生まれる業
16	16	16	16	16	16	畜生の胎に生まれる業
17	17	17	17	17	17	ヤマ（餓鬼）界に生まれる業
18	18	--	18	18	--	アスラ界に生まれる業
19	19	18	19	19	18	人界に生まれる業
20	20	19	20	20	19	欲界天に生まれる業
21	21	20	21	21	20	色界の天に生まれる業
22	22	21	22	22	21	無色界の天に生まれる業
23	30	24	23	26	25	為されても積集しない業
24	31	25	24	27	26	為されていないとも積集する業
25	32	26	25	28	27	為されて積集する業
26	33	27	26	29	--	為されず積集しない業
27	27	28	27	30	28	地獄に生まれ寿命を満了して死ぬ業
28	28	29	28	31	29	地獄に生まれ寿命を半分満了して死ぬ業
29	29	30	29	32	30	地獄に生まれただけで死ぬ業
30	23	(32)	30	23	22	確定された生まれをもたらす業
31	24	(32)	31	24	23	確定されていない生まれをもたらす業
32	25	23	32	25	24	他国で異熟する業
--	26	--	--	--	--	「生得中國」
33	34	31	33	33	31	前半は幸福、後半は不幸となる業
34	35	32	34	34	32	前半は不幸、後半は幸福になる業
35	36	33	35	35	33	前半にも後半にも幸福になる業
36	37	34	36	36	34	前半にも後半にも不幸になる業
37	39	35	37	37	36	裕福であるが物惜しみする業
38	38	36	38	38	37	貧乏であるが喜捨を好む業
38a	41	37	--	40	38	貧乏であって物惜しみする業
--	--	38	--	--	--	「身心快樂又樂作福」
--	--	39	--	--	--	「身心快樂不樂作福」
39	40	--	39	39	35	裕福であって喜捨を好む業
40	46	--	40	41	43	寿命が尽きるが業は尽きない
41	47	(45)	41	42	44	業は尽きるが寿命は尽きない
42	48	44	42	43	45	業も寿命も尽きる
42a	--	--	43	--	--	[寿命も業も尽きない]
43	--	(45)	43	--	46	功德と寿命が尽きない業

43b	49	--	--	44	--	寿命も業も尽きず、煩惱が滅する
44	42	--	44	45	39	身体は安楽、心はそうでない業
45	43	--	45	46	40	心は安楽、身体はそうでない業
46	44	--	46	47	41	心身共に安楽な業
47	45	40	47	48	42	心身共に安楽ではない業
--	--	41	--	--	--	「人間命短三塗命長」
--	--	42	--	--	--	「三塗命短人中命長」
--	--	43	--	--	-	「人中及三塗命短」
--	--	45	--	--	--	「煩惱乃盡壽命不盡」
48	50	46	48	49	47	悪趣に生まれても容色端正になること
49	51	47	49	50	48	悪趣に生まれて顔色悪くなること
50	52	48	50	51	49	悪趣に生まれて悪臭を放つこと
51	53	48	51	52	50	十不善業道による結果
51a	64	59	62	--	(50)	十善業道による結果
52	54	49	52	53	(50)	殺生業の結果
53	55	50	53	54	(50)	不與取の結果
54	56	51	54	55	(50)	邪淫の結果
55	57	52	55	56	(50)	妄語の結果
56	58	53	56	57	(50)	二枚舌の結果
57	59	54	57	(*58)	(50)	悪口の結果
58	60	55	58	59	(50)	綺語の結果
59	61	56	59	60	(50)	貪の結果
60	62	57	60	61	(50)	瞋恚の結果
61	63	58	61	62	(50)	邪見の結果
--	--	60-69	63-72	--	51	十善業道の果報
--	--	70	73	--	52	殺生による果報
--	--	71	74	--	53	偷盜による果報
--	--	72	75	--	54	邪淫による果報
--	--	73	76	--	55	妄語による果報
--	--	74	77	--	56	飲酒による果報
62	75	75	78	63	57	四大聖地巡礼の功德
63	65	76	79	64	58	如来の塔廟に敬礼すること
--	--	77	80	--	59	塔廟を掃除すること
64	66	78	81	65	60	傘蓋の施与
65	68	79	82	66	61	宝鈴の施与
--	67	80	83	--	62	幢幡の施与
66	69	81	84	67	63	衣服の施与
67	--	88	91	74	70	座具の施与

--	72	89	92	75	71	履物の施与
68	70	90	93	76	72	鉢の施与
69	71	91	94	77	73	食物の施与
70	--	92	95	81	74	乗物の施与
71	--	93	96	78	75	避難所の施与
72	--	94	97	80	76	飲物の施与
73	--	83	86	69	65	華鬘の施与
74	73	82	85	68	64	散華の施与
75	74	84	87	70	66	燈明の施与
76	(73)	85	88	71	67	香の施与
--	--	86	89	72	68	音曲の施与
--	--	87	90	73	69	塔廟を讚歎すること
77	--	95	98	79	77	出家すること
78	--	96	99	82	78	林住すること
79	--	97	100	83	79	乞食すること
80	--	98	101	84	80	十の無所畏

注記：表中で括弧内に入れて示した項目はその内容が当該節見出しの内容に部分的には関連すると思われるが、全体として対応するものとは言い難いものを表している。

また、Tib2 § 58 に相当する部分はないのだが、それは十不善業道の第六（悪口）に相当する箇所であり、本来は存在したものがいかなる理由からか欠けてしまったものと推測することが妥当と思われる。したがって、§ 58 を欠番にはしていない。

節見出しのうち、「 」に入れたものはその節を唯一有する文献 (Ch-5 もしくは Ch-6) の当該節冒頭部分から取り出したものである。